

平成28年11月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	平成28年11月29日（火） 午後3時30分 開会
場 所	新潟市役所白山浦庁舎6号棟2階 教育会議室1
日 程	<p>第1 会議録署名委員の指名</p> <p>第2 付議事件</p> <p>議案第21号 平成28年12月議会定例会の議案について…………… 1</p> <p>（1）平成28年度新潟市一般会計補正予算について…………… 1</p> <p>（2）県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う 関係条例の整備等に関する条例の制定について…………… 4</p> <p>（3）新潟市教育職員の勤務時間, 休暇等に関する条例の制定について…………… 2 1</p> <p>（4）新潟市特定教職員の俸給表の 切り替え等に関する条例の制定について…………… 2 4</p> <p>（5）新潟市教育職員退職手当支給条例の制定について…………… 2 9</p> <p>（6）新潟市教育職員の給与, 勤務時間, 休暇等に関する条例の一部改正について…………… 3 2</p> <p>議案第22号 市立小学校長の人事について…………… 1 1 7</p> <p>第3 報告</p> <p>・平成27年度児童生徒の問題行動調査の結果について…………… 1</p> <p>第4 次回日程</p> <p>12月定例会 平成28年12月20日（火）午後3時30分</p> <p>1月定例会 平成29年 1月17日（火）午後4時00分</p> <p>2月定例会 平成29年 2月 7日（火）午後3時30分</p> <p>第5 閉会</p>

平成28年11月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会

付議事件

議案第 2 1 号

平成 2 8 年 1 2 月 議会定例会の議案について

平成 2 8 年 1 2 月 議会定例会の議案について市長より意見を求められたため、その意見について議決を求める。

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日 提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

(1) 平成 2 8 年度新潟市一般会計補正予算について

【教育総務課】

人件費

前年 1 2 月の職員配置等をもとに算定された当初予算人件費を、人事異動を経た今年度の実際の職員配置に合わせて補正する。また、新潟市人事委員会勧告に基づく給与改定分についてもあわせて補正する。

ただし、教育職員については、新潟県の教育職員への措置内容に準じた取り扱いとなり、一般職員の改定内容とは異なる。

一般職員の給与改定の主な内容は以下のとおり。

(1) 月例給について、若年層に重点を置いた平均 0 . 2 % の俸給表の引上げ。

(2) 期末・勤勉手当について、 0 . 1 0 月分引き上げ、 4 . 3 0 月分とする改定。

((1) は平成 2 8 年 4 月 1 日に遡って実施。(2) は平成 2 8 年 1 2 月 1 日から実施。)

別表参照。

別表 平成28年度 人件費関係補正額調

(単位 千円)

項・目	所管課	区分	報酬	給料	職員手当等	共済費	合計	説 明
1 教育総務費		補正計上額	14,971	36,264	28,909	362	80,506	
2 事務局費	教育総務課	改定分		570	7,174	1,384	9,128	・一般職員 171人
		その他	14,971	35,694	21,735	3,528	75,928	・非常勤職員 96人
	教職員課	改定分						・雇用保険料
		その他				△ 4,550	△ 4,550	・労災保険料
2 小学校費		補正計上額	△ 1,532	4,105	10,467	△ 14,794	△ 1,754	
1 学校管理費	教育総務課	改定分		756	9,036	1,762	11,554	・一般職員 255人
		その他	△ 1,532	3,349	1,431	△ 16,556	△ 13,308	・非常勤職員 61人
3 中学校費		補正計上額	2,844	21,260	11,138	3,217	38,459	
1 学校管理費	教育総務課	改定分		100	2,685	505	3,290	・一般職員 76人
		その他	2,844	21,160	8,453	2,712	35,169	・非常勤職員 29人
4 高等学校費		補正計上額	5,392	17,476	11,194	3,853	37,915	
1 学校管理費	教育総務課	改定分		32	680	128	840	・一般職員 18人
		その他		2,148	△ 360	289	2,077	
	教職員課	改定分		419	6,275	1,036	7,730	・一般職員 131人
		その他	5,392	14,877	4,599	2,400	27,268	・非常勤職員 39人
5 幼稚園費		補正計上額	△ 11	1,256	△ 1,201	△ 351	△ 307	
1 幼稚園管理費	教育総務課	改定分		5	164	31	200	・一般職員 4人
		その他		190	△ 223	△ 339	△ 372	
	教職員課	改定分		684	2,172	372	3,228	・一般職員 60人
		その他	△ 11	377	△ 3,314	△ 415	△ 3,363	・非常勤職員 2人
6 特別支援学校費		補正計上額	△ 1,219	△ 55	86	△ 341	△ 1,529	
1 学校管理費	教育総務課	改定分		7	160	33	200	・一般職員 6人
		その他	△ 1,219	△ 62	△ 74	△ 374	△ 1,729	・非常勤職員 2人
7 生涯学習費		補正計上額	△ 4,878	38,557	28,302	6,221	68,202	
1 生涯学習総務費	生涯学習センター	改定分		709	6,737	1,267	8,713	・一般職員 184人
		その他	△ 4,878	37,848	21,565	4,954	59,489	・非常勤職員 152人
8 保健給食費		補正計上額	△ 49	△ 662	3,987	△ 1,944	1,332	
1 保健給食総務費	保健給食課	改定分		153	1,250	229	1,632	・一般職員 41人
		その他	△ 49	△ 815	2,737	△ 2,173	△ 300	・非常勤職員 2人
教育委員会 合計		改定分		3,435	36,333	6,747	46,515	(当初予算計上職員数との比較)
		その他	15,518	114,766	56,549	△ 10,524	176,309	・一般職員 +15人
		補正計上額	15,518	118,201	92,882	△ 3,777	222,824	・非常勤職員 +9人

【施設課】

大規模改造事業

(1) 事業概要

小須戸幼稚園の大規模改造事業について、市立幼稚園のあり方について検討中のため、今年度中の執行をとりやめ、事業費を減額補正する。

(2) 予算補正額

歳出の部

大規模改造事業費（幼稚園費）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ △159,000千円

歳入の部

国庫支出金及び市債・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ △124,059千円

学校施設環境改善交付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ △20,459千円

大規模改造事業債・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ △103,600千円

(2) 県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う

関係条例の整備等に関する条例の制定について

1 制定理由

地方分権一括法により，県費負担教職員の給与負担，定数権等が政令市に移譲され，従来，県条例で定められていた県費負担教職員の勤務条件等を市が定める必要がある。このため，上記に関係する条例について，改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 新潟市職員定数条例の一部改正

- ① 教育委員会の職員定数に移譲される県費負担教職員の数を追加する
- ② 定数外の職員として，以下のものを定める
 - ア 自己啓発休業条例による休業中の職員
 - イ 配偶者同行休業条例による休業中の職員
 - ウ 教育公務員特例法による大学院修学休業に基づく休業中の職員

(2) 新潟市立高等学校，中等教育学校後期課程及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正

- ① 題名の改正
新潟市義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
- ② 条例対象者（定義）の改正
 - ・改正前 高校・幼稚園の教員
 - ・改正後 市が設置する小学校，中学校，高等学校，特別支援学校，中等教育学校及び幼稚園の教員
- ③ 教職調整額の支給対象者に教育職俸給表の特2級を追加する
- ④ 教職調整額を俸給とみなす規定に項目を追加
 - ア 地域手当，期末手当，勤勉手当，定時制教育手当，退職手当
 - イ 休職の期間中に俸給が支給される場合，当該俸給の額に教職調整額を加える
 - ウ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する条例，新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例により俸給が支給される場合，当該俸給に教職調整額を加えた額を支給する
- ⑤ 正規の勤務時間の定義の見直し
- ⑥ 高校割愛教職員の特例
現在の高校割愛教員は，県の高校教員の人事で配置されている。権限移譲に合わせ，この人員配置を見直し，今後は，市で独自採用・配置を行うこととしている。このため，現在の高校割愛教員は，今後，計画的に県立学校等へ異動を行う。これらの職員について，従来の経緯を踏まえ，経過措置として，県の教育職員に適用される特例を適用するものとする。

(3) 新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正

- ① 特殊勤務手当の種類を追加

- ・多学年学級担当手当
- ・兼務授業担当手当
- ② 教員特殊業務手当の支給要件の改正
 - ア：義務教育諸学校の教育職員を追加
 - イ：業務対象者に児童を追加
 - ウ：週休日等の根拠規定の見直し
- ③ 多学年業務手当に関する規定の新設
- ④ 教育業務連絡指導手当の支給対象者の見直し
 - ・改正前

新潟市立学校管理運営に関する規則（新潟市教育委員会規則）で定める主任で教務主任，学年主任，保健主事，生徒指導主事，進路指導主事又は学科主任（3学級未満の学校に置かれる保健主事，生徒指導主事，進路指導主事及び学科主任並びに3学級未満の学年に置かれる学年主任を除く。）の職務を担当するもの
 - ・改正後

教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして教育委員会規則で定めるものの職務に従事した教諭又は養護教諭
- ⑤ 兼務授業担当手当に関する規定の新設
- ⑥ 併給禁止に係る規定の見直し
- ⑦ 高校割愛教職員の特例

現在の高校割愛教員は，県の高校教員の人事で配置されている。権限移譲に合わせ，この人員配置を見直し，今後は，市で独自採用・配置を行うこととしている。このため，現在の高校割愛教員は，今後，計画的に県立学校等へ異動を行う。これらの職員に係る特殊勤務手当は，従来の経緯を踏まえ，経過措置として，県の教育職員の例によることとする。

3 施行日

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成29年4月1日）

議案第 号

**県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定
について**

県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 月 日提出

新潟市長 篠田 昭

県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う関係条例の整備等に関する条例

(新潟市職員定数条例の一部改正)

第1条 新潟市職員定数条例(昭和25年新潟市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中「実習助手及び事務職員」を「事務職員、技術職員及び実習助手」に改める。

第2条第6号中「高等学校、中等教育学校の後期課程及び幼稚園」を「学校」に、「184人」を「4,323人」に「912人」を「5,051人」に改める。

第3条中第6号を第9号とし、第5号の次に次の3号を加える。

- (6) 自己啓発等休業中の職員
- (7) 配偶者同行休業中の職員
- (8) 大学院修学休業中の職員

(新潟市立高等学校、中等教育学校後期課程及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第2条 新潟市立高等学校、中等教育学校後期課程及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年新潟市条例第42号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新潟市義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

第1条中「新潟市立高等学校，中等教育学校後期課程及び幼稚園」を「義務教育諸学校等」に改め，「（以下「教育職員」という。）」を削る。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において「義務教育諸学校等」とは，市が設置する小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校及び幼稚園をいう。

2 この条例において「教育職員」とは，義務教育諸学校等に勤務する常勤の職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員であって，校長，園長，教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，助教諭，養護教諭，養護助教諭，栄養教諭，講師及び実習助手をいう。

第3条第1項中「新潟市教育職員の給与，勤務時間，休暇等に関する条例（昭和34年新潟市条例第17号。以下「教職給与，勤務時間等条例」という。）別表第1の適用を受ける」及び「（第3項及び第5条において同じ。）」を削り，「これらの」を「新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号。以下「教育職員給与条例」という。）別表第1に規定する」に，「又は2級」を「，2級又は特2級」に改め，同条第3項を削る。

第4条各号を次のように改める。

- （1） 教育職員給与条例（第14条，第21条，第22条，第24条及び第33条の規定に限る。）
- （2） 新潟市教育職員退職手当支給条例（平成28年新潟市条例第 号）
- （3） 外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する条例（平成元年新潟市条例第34号）
- （4） 新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年新潟市条例第35号）

第5条第1項中「教職給与，勤務時間等条例第18条第1項の規定によりその例によることとされる新潟県の教育職員に係る正規の勤務時間又は同条第2項の規定によりその例によることとされる同項に規定する一般職の職員に係る正規の」を「新潟市教育職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成28年新潟市条例第 号。以下「教育職員勤務時間条例」という。）第3条において準用する新潟市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年新潟市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する」に，「同条第1項の規定によりその例によることとされる新潟県の教育職員に係る休日及び代休日又は同条第2項の規定によりその例によることとされる同項に規定する一般職の職員に係る」を「教育職員勤務時間条例第5条において準用する勤務時間条例第9条及び第10条の」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

（高校割愛教育職員に関する特例）

第6条 前3条の規定にかかわらず，教育職員のうち，高等学校又は中等教育学校に勤務し，教育委員会が定める者の給与その他の勤務条件に係る特例については，新潟県の教育職員の例による。

（新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正）

第3条 新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例（平成18年新潟市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「新潟市教育職員の給与，勤務時間，休暇等に関する条例（昭和34年新潟市条例第17号。以下「教職給与，勤務時間等条例」という。）第11条第2項」を「新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号。以下「教育職員給与条例」という。）第17条第2項」に改める。

第2条中第2号を第3号とし，第1号の次に次の1号を加える。

（2） 多学年学級担当手当

第2条に次の1号を加える。

(4) 兼務授業担当手当

第3条第1項各号列記以外の部分中「高等学校，中等教育学校後期課程又は幼稚園に勤務する職員で職務の級が教職給与，勤務時間等条例別表第1の1級又は2級であるもの」を「市が設置する小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校又は幼稚園（以下この条において「学校」という。）に勤務する教頭（職務の級が2級である者に限る。），主幹教諭，指導教諭，教諭，助教諭，養護教諭，養護助教諭，栄養教諭，講師及び実習助手」に改め，同項第1号アからウまでの部分以外の部分中「高等学校，中等教育学校後期課程又は幼稚園」を「学校」に，同号ア中「生徒若しくは幼児」を「生徒等（生徒，児童又は幼児をいう。以下この項において同じ。）」に改め，同号イ及びウ中「生徒又は幼児」を「生徒等」に改め，同項第2号中「及び」を「かつ，」に，「生徒」を「生徒等」に改め，同項第3号中「生徒」を「生徒等」に，「教職給与，勤務時間等条例第18条第1項の規定によりその例によることとされる新潟県の教育職員に係る週休日又は休日若しくは代休日」を「新潟市教育職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成28年新潟市条例第 号。以下「教育職員勤務時間条例」という。）第3条において準用する新潟市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年新潟市条例第2号。以下「職員勤務時間条例」という。）第3条第1項に規定する週休日並びに教育職員勤務時間条例第5条において準用する職員勤務時間条例第9条及び第10条の休日及び代休日」に改め，同項第4号中「生徒」を「生徒等」に改め，「週休日等」の次に「又は週休日等以外の日でこれに相当する日」を加え，同項第5号中「週休日等」の次に「又は週休日等以外の日でこれに相当する日」を加える。

第6条を第9条とする。

第5条中「教職給与，勤務時間等条例第12条の2」を「教育職員給与条例第20条」に改め，同条を第7条とし，同条の次に次の1条を加える。

（高校割愛教育職員に係る特例）

第8条 教育職員のうち，高等学校又は中等教育学校に勤務し，教育委員会が定める者

に係る特殊勤務手当は、第2条から前条までの規定にかかわらず、新潟県の教育職員の例による。

第4条第1項中「高等学校又は中等教育学校後期課程」を「市が設置する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校」に、「新潟市立学校管理運営に関する規則（昭和33年新潟市教育委員会規則第1号）第52条の3及び第54条の規定により置かれる主任等で、教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事又は学科主任（3学級未満の学校に置かれる保健主事、生徒指導主事、進路指導主事及び学科主任並びに3学級未満の学年に置かれる学年主任を除く。）の職務を担当するもの」を「教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等（その職務が困難なものであるとして教育委員会規則で定める職務を担当する者に限る。）」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（多学年学級担当手当）

第4条 多学年学級担当手当は、市が設置する小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師のうち、教育委員会規則で定める者以外の者が当該学級における授業又は指導に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、授業又は指導に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導 350円

(2) 2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導 290円

第5条の次に次の1条を加える。

（兼務授業担当手当）

第6条 兼務授業担当手当は、市が設置する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校

又は特別支援学校に勤務する主幹教諭，指導教諭，教諭，助教諭，養護教諭，養護助教諭，講師及び実習助手が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

(1) 勤務する学校で本務とする課程（全日制の課程及び定時制の課程をいう。以下同じ。）以外の課程における授業（昼間の授業を担当することを本務とする職員が昼間の業務に従事した場合における同一の日の夜間において従事する授業及び夜間の授業を担当することを本務とする職員が夜間の業務に従事した場合における同一の日の昼間において従事する授業をいう。），面接指導又は添削指導の業務

(2) 本務とする学校（小学校及び中学校にあっては，本校及び分校はそれぞれ一の学校とみなす。）以外の学校における授業，面接指導又は添削指導の業務

2 前項の手当の額は，次の各号に掲げる業務の区分に応じ，当該各号に定める額とする。

(1) 授業又は面接指導の業務 従事した授業1単位時間につき1,300円

(2) 添削指導の業務 報告書の添削1通につき100円

附 則

この条例は，地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成29年4月1日）から施行する。

新潟市職員定数条例(昭和25年条例第16号)新旧対照表 (第1条関係)

改正後(案)	現行	備考
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例で、「教職員」とは、校長、園長、教員、<u>事務職員、技術職員及び実習助手</u>をいう。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 第1条の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(6) 教育委員会の事務部局の職員</p> <p>ア 教育委員会の事務部局の職員 (<u>学校の教職員を除く。</u>) 728人</p> <p>イ <u>学校の教職員</u> 4, 323人</p> <p>計 <u>5, 051人</u></p> <p>(定数外の職員)</p> <p>第3条 次に掲げる職員は、前条の定数外とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 自己啓発等休業中の職員</u></p> <p><u>(7) 配偶者同行休業中の職員</u></p> <p><u>(8) 大学院修学休業中の職員</u></p> <p><u>(9) 初任教育中の消防職員</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例で、「教職員」とは、校長、園長、教員、<u>実習助手及び事務職員</u>をいう。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 第1条の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(6) 教育委員会の事務部局の職員</p> <p>ア 教育委員会の事務部局の職員 (<u>高等学校、中等教育学校の後期課程及び幼稚園の教職員を除く。</u>) 728人</p> <p>イ <u>高等学校、中等教育学校の後期課程及び幼稚園の教職員</u> 184人</p> <p>計 <u>912人</u></p> <p>(定数外の職員)</p> <p>第3条 次に掲げる職員は、前条の定数外とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 初任教育中の消防職員</u></p>	

新潟市立高等学校，中等教育学校後期課程及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年条例第42号)新旧対照表（第2条関係）

改正後（案）	現行	備考
<p>○<u>新潟市義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例</u></p> <p>（この条例の趣旨）</p> <p>第1条 この条例は，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき<u>義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</u></p> <p><u>（定義）</u></p> <p>第2条 この条例において「義務教育諸学校等」とは，市が設置する<u>小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校及び幼稚園をいう。</u></p> <p>2 この条例において「教育職員」とは，<u>義務教育諸学校等に勤務する常勤の職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員であつて，校長，園長，教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，助教諭，養護教諭，養護助教諭，栄養教諭，講師及び実習助手をいう。</u></p> <p>（教育職員の教職調整額の支給等）</p>	<p>○<u>新潟市立高等学校，中等教育学校後期課程及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例</u></p> <p>（この条例の趣旨）</p> <p>第1条 この条例は，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき<u>新潟市立高等学校，中等教育学校後期課程及び幼稚園の教育職員（以下「教育職員」という。）の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</u></p> <p><u>（定義）</u></p> <p>第2条 この条例において「教育職員」とは，校長，園長，教頭，教諭，養護教諭，助教諭，養護助教諭，講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手をいう。</p> <p>（教育職員の教職調整額の支給等）</p>	<p>題名変更</p>

第3条 教育職員のうち、その属する職務の級が新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号。以下「教育職員給与条例」という。）別表第1に規定する俸給表の1級、2級又は特2級である者には、その者の俸給月額100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

2 (略)

(教職調整額を俸給とみなして適用する条例等)

第4条 (略)

(1) 教育職員給与条例（第14条、第21条、第22条、第24条及び第33条の規定に限る。）

(2) 新潟市教育職員退職手当支給条例（平成28年新潟市条例第 号）

(3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する条例（平成元年新潟市条例第34号）

(4) 新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年新潟市条例第35号）

(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)

第5条 教育職員については、正規の勤務時間（新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成28年新潟市条例第 号。以下「教育職員勤務時間条例」という。）第3条において準用する新

第3条 新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例（昭和34年新潟市条例第17号。以下「教職給与、勤務時間等条例」という。）別表第1の適用を受ける教育職員（第3項及び第5条において同じ。）のうち、その属する職務の級がこれらの俸給表の1級又は2級である者には、その者の俸給月額100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

2 (略)

3 教育職員（管理職手当を受ける者を除く。第5条において同じ。）については、教職給与、勤務時間等条例第9条に規定する時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。

(教職調整額を俸給とみなして適用する条例等)

第4条 (略)

(1) 新潟市給与条例（昭和32年新潟市条例第60号。第28条の規定に限る。）

(2) 教職給与、勤務時間等条例（第14条の規定に限る。）

(3) 新潟市職員退職手当支給条例（昭和28年新潟市条例第54号）

(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)

第5条 教育職員については、正規の勤務時間（教職給与、勤務時間等条例第18条第1項の規定によりその例によることとされる新潟県の教育職員に係る正規の勤務時間又は同条第2項の規定により

俸給表を得
た
る
よ
う
に
表
現
を
修
正

削除

<p><u>潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいい、休日等（<u>教育職員勤務時間条例第5条において準用する勤務時間条例第9条及び第10条の休日及び代休日をいう。</u>）における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。）は、命じないものとする。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p><u>（高校割愛教育職員に関する特例）</u></p> <p><u>第6条 前3条の規定にかかわらず、教育職員のうち、高等学校又は中等教育学校に勤務し、教育委員会が定める者の給与その他の勤務条件に係る特例については、新潟県の教育職員の例による。</u></p>	<p><u>その例によることとされる同項に規定する一般職の職員に係る正規の勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいい、休日等（<u>同条第1項の規定によりその例によることとされる新潟県の教育職員に係る休日及び代休日又は同条第2項の規定によりその例によることとされる同項に規定する一般職の職員に係る休日及び代休日をいう。</u>）における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。）は、命じないものとする。</u></p> <p>2・3 （略）</p>	<p>新設</p>
---	--	-----------

新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例(平成18年条例第8号)新旧対照表(第3条関係)

改正後(案)	現行	備考
<p>第1条 この条例は、<u>新潟市教育職員給与条例(昭和34年新潟市条例第17号。以下「教育職員給与条例」という。)</u>第17条第2項の規定に基づき、特殊勤務手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条</p> <p>(1)</p> <p>(2) <u>多学年学級担当手当</u></p> <p>(3) <u>教育業務連絡指導手当</u></p> <p>(4) <u>兼務授業担当手当</u></p> <p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第3条 教員特殊業務手当は、<u>市が設置する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼稚園(以下この条において「学校」という。)</u>に勤務する教頭(職務の級が2級である者に限る。)、<u>主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師及び実習助手</u>が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1) <u>学校の管理下</u>において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの</p>	<p>第1条 この条例は、<u>新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例(昭和34年新潟市条例第17号。以下「教職給与、勤務時間等条例」という。)</u>第11条第2項の規定に基づき、特殊勤務手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条</p> <p>(1)</p> <p>(2) <u>教育業務連絡指導手当</u></p> <p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第3条 教員特殊業務手当は、<u>高等学校、中等教育学校後期課程又は幼稚園に勤務する職員で職務の級が教職給与、勤務時間等条例別表第1の1級又は2級であるものが次に掲げる業務に従事した場合</u>において、その業務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1) <u>高等学校、中等教育学校後期課程又は幼稚園の管理下</u>において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの</p>	<p></p> <p>新設</p> <p>新設</p>

ア 非常災害時における生徒等（生徒，児童又は幼児をいう。以下この項において同じ。）の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

イ 生徒等の負傷，疾病等に伴う救急の業務

ウ 生徒等に対する緊急の補導業務

(2) 修学旅行，林間学校，臨海学校等（学校が計画し，かつ，実施するものに限る。）において生徒等を引率して行う指導業務で泊まりを伴うもの

(3) 教育委員会が定める運動競技等において生徒等を引率して行う指導業務で泊まりを伴うもの又は週休日等（新潟市教育職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成28年新潟市条例第 号。以下「教育職員勤務時間条例」という。）第3条において準用する新潟市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年新潟市条例第2号。以下「職員勤務時間条例」という。）第3条第1項に規定する週休日並びに教育職員勤務時間条例第5条において準用する職員勤務時間条例第9条及び第10条に規定する休日及び代休日

をいう。以下同じ。）に行うもの。

(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずると認められる活動をいう。）における生徒等に対する指導業務で週休日等又は週休日等以外の日でこれに相当する日に行うもの

(5) 入学検査における受験生の監督，採点又は合否判定の業務で週休日等又は週休日等以外の日でこれに相当する日に行うもの

2 (略)

ア 非常災害時における生徒若しくは幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

イ 生徒又は幼児の負傷，疾病等に伴う救急の業務

ウ 生徒又は幼児に対する緊急の補導業務

(2) 修学旅行，林間学校，臨海学校等（学校が計画し，及び実施するものに限る。）において生徒を引率して行う指導業務で泊まりを伴うもの

(3) 教育委員会が定める運動競技等において生徒を引率して行う指導業務で泊まりを伴うもの又は週休日等（教職給与，勤務時間等条例第18条第1項の規定によりその例によることとされる新潟県の教育職員に係る週休日又は休日若しくは代休日をいう。以下同じ。）に行うもの

(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずると認められる活動をいう。）における生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの

(5) 入学検査における監督，採点又は合否判定の業務で週休日等に行うもの

2 (略)

(多学年学級担当手当)

第4条 多学年学級担当手当は、市が設置する小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師のうち、教育委員会規則で定める者以外の者が当該学級における授業又は指導に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、授業又は指導に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導 350円

(2) 2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導 290円

(教育業務連絡指導手当)

第5条 教育業務連絡指導手当は、市が設置する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する教諭及び養護教諭のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等（その職務が困難なものであるとして教育委員会規則で定める職務を担当する者に限る。）が、当該担当に係る業務に従事した場合に、支給する。

2 (略)

(兼務授業担当手当)

第6条 兼務授業担当手当は、小学校、中学校、高等学校、中等教育

(教育業務連絡指導手当)

第4条 教育業務連絡指導手当は、高等学校又は中等教育学校後期課程に勤務する教諭及び養護教諭のうち、新潟市立学校管理運営に関する規則（昭和33年新潟市教育委員会規則第1号）第52条の3及び第54条の規定により置かれる主任等で、教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事又は学科主任（3学級未満の学校に置かれる保健主事、生徒指導主事、進路指導主事及び学科主任並びに3学級未満の学年に置かれる学年主任を除く。）の職務を担当するものが、当該担当に係る業務に従事した場合に、支給する。

2 (略)

学校又は特別支援学校に勤務する主幹教諭，指導教諭，教諭，助教諭，養護教諭，養護助教諭，講師及び実習助手が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

(1) 勤務する学校で本務とする課程(全日制の課程及び定時制の課程をいう。以下同じ。)以外の課程における授業(昼間の授業を担当することを本務とする職員が昼間の業務に従事した場合における同一の日の夜間において従事する授業及び夜間の授業を担当することを本務とする職員が夜間の業務に従事した場合における同一の日の昼間において従事する授業をいう。)，面接指導又は添削指導の業務

(2) 本務とする学校(小学校及び中学校にあつては，本校及び分校はそれぞれ一の学校とみなす。)以外の学校における授業，面接指導又は添削指導の業務

2 前項の手当の額は，次の各号に掲げる業務の区分に応じ，当該各号に定める額とする。

(1) 授業又は面接指導の業務 従事した授業1単位時間につき1,300円

(2) 添削指導の業務 報告書の添削1通につき100円

(併給禁止)

第7条 教育職員給与条例第20条の規定により管理職員特別勤務手当の支給を受ける職員には，当該手当が支給される日については，教員特殊業務手当は，支給しない。

(高校割愛教育職員に係る特例)

第8条 教育職員のうち，高等学校又は中等教育学校に勤務し，教育

(併給禁止)

第5条 教職給与，勤務時間等条例第12条の2の規定により管理職員特別勤務手当の支給を受ける職員には，当該手当が支給される日については，教員特殊業務手当は，支給しない。

委員会が定める者に係る特殊勤務手当は、第2条から前条までの規定にかかわらず、新潟県の教育職員の例による。

(その他)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(その他)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(3) 新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について

1 制定理由

地方分権一括法により、県費負担教職員の給与負担、定数権等が政令市に移譲され、従来、県条例で定められていた県費負担教職員の勤務条件を市が定める必要がある。

このため、教育職員の勤務時間、休暇等について定める条例を新規制定する。

2 制定内容

- ① 原則として、市の職員の勤務条件に合わせる。
- ② 教育職員の特性に合わせた休暇等の整備を行うため、市条例では規則で定める事項について、教育委員会規則で定める規定を整備する
- ③ 高校割愛教職員の給与の特例

現在の高校割愛教員は、県の高校教員の人事で配置されている。権限移譲に合わせ、この人員配置を見直し、今後は、市で独自採用・配置を行うこととしている。このため、現在の高校割愛教員は、今後、計画的に県立学校等へ異動を行う。これらの職員について、従来の経緯を踏まえ、経過措置として、県の教育職に適用される勤務条件を適用する。

3 施行日

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成29年4月1日）

議案第 号

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 月 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、教育職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「教育職員」とは、市が設置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する常勤の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員であつて、校長、園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師及び実習助手をいう。

(勤務時間等)

第3条 教育職員の勤務時間等については、新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「規則」とあるのは、「教育委員会規則」と読み替えるものとする。

(休憩時間)

第4条 教育職員の休憩時間については、勤務時間条例第6条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「規則」とあるのは、「教育委員会規則」と読み替えるものとする。

(休日及び休日の代休日)

第5条 教育職員の休日及び休日の代休日については、勤務時間条例第9条及び第10条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「規則」とあるのは、「教育委員会規則」と読み替えるものとする。

(休暇)

第6条 教育職員の休暇については、勤務時間条例第11条から第17条までの規定を準用する。この場合において、勤務時間条例第14条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、勤務時間条例第15条第3項及び第15条の2第3項中「給与条例第27条」とあるのは「新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号）第32条において準用する給与条例第27条」と、勤務時間条例第16条第2項中「市長が規則」とあるのは「教育委員会規則」と、勤務時間条例第17条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と読み替えるものとする。

(高校割愛教育職員の勤務時間、休暇等)

第7条 第3条から前条までの規定にかかわらず、教育職員のうち、高等学校又は中等教育学校に勤務し、教育委員会が定める者の勤務時間、休日及び休暇については、新潟県の教育職員の例による。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成29年4月1日）から施行する。

(4) 新潟市特定教職員の俸給表の切り替え等に関する条例の制定について

1 制定理由

地方分権一括法により、県費負担教職員の給与負担、定数権等が政令市に移譲され、従来、県条例で定められていた県費負担教職員の勤務条件を市が定める必要がある。

このため、県の市町村立学校職員の給与に関する条例の適用を受けていた職員で教育委員会の定める教職員（特定教職員）が、新たに新潟市給与条例又は新潟市教育職員給与条例の適用を受けることになる際の、俸給表、級、号俸の決定について定めるための条例を制定するものである。

2 制定内容

①俸給表及び級の切り替え

切り替えの前日に受けていた県条例の給料表・級に基づき、市条例の俸給表・級を適用する。

県条例		市条例	
県給与条例第5条第1項第1号イに規定する教育職給料表（一）	1級	教育職員給与条例第4条第1項に規定する教育職俸給表（1）	1級
	2級		2級
	特2級		特2級
	3級		3級
	4級		4級
県給与条例第5条第1項第1号ロに規定する教育職給料表（二）	1級	教育職員給与条例第4条第1項に規定する教育職俸給表（2）	1級
	2級		2級
	特2級		特2級
	3級		3級
	4級		4級
県給与条例第5条第1項第2号に規定する学校栄養職給料表	1級	市給与条例第4条第1項第2号に規定する医療職俸給表（2）	1級
	2級		2級
	3級		3級
	4級		4級
	5級		5級
県給与条例第5条第1項第3号に規定する行政職給料表	1級	市給与条例第4条第1項第1号に規定する一般職俸給表	1級
	2級		2級
	3級		3級
	4級		4級
	5級		5級
	6級		

②号俸の切り替え

移譲日前日に受けていた号給の額と同額（同額がない場合は直近上位（直近上位がない場合は最高号俸））の号俸に位置づける。

③必要な調整

他の教職員との均衡を失する場合などの必要な場合、教育委員会規則で定める必要な調整を行うことができる規定を設ける

3 施行日

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成29年4月1日）

議案第 号

新潟市特定教職員の俸給表の切替え等に関する条例の制定について

新潟市特定教職員の俸給表の切替え等に関する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 月 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市特定教職員の俸給表の切替え等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号。以下「県給与条例」という。）の適用を受けていた職員で、新潟市給与条例（昭和32年新潟市条例第60号。以下「市給与条例」という。）又は新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号。以下「教育職員給与条例」という。）の適用を受けることとなるもののうち、教育委員会の定める者（以下「特定教職員」という。）の俸給表の切替えに関し必要な事項を定めるものとする。

(俸給表及び職務の級の切替え)

第2条 特定教職員が市給与条例又は教育職員給与条例の適用を受けることとなる日（以下「切替日」という。）における特定教職員への俸給表及び職務の級の適用については、切替日の前日に特定教職員が適用を受けていた別表の第1欄に規定する給料表に応じ、同表の第3欄に規定する俸給表を、切替日の前日に特定教職員が属していた同表の第1欄に規定する給料表に区分される第2欄に規定する職務の級に応じ、同表の第3欄に規定する俸給表に区分される第4欄に規定する職務の級を適用する。

(号給の切替え)

第3条 切替日における特定教職員への号俸の適用については、切替日の前日に特定教職員が適用を受けていた給料表、属していた職務の級及び適用を受けていた号給による給料の額と、前条の規定により適用される俸給表及び職務の級において、俸給の額が同額（同額がない場合にあっては、直近上位の額（直近上位の額がない場合にあっては、最

高額)) となる号俸を適用する。

(切替えに伴う必要な調整)

第4条 前2条の規定により決定された職務の級及び号俸については、他の教職員との均衡を失し、かつ、特に必要があると認める場合は、教育委員会規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(切替日前の異動者等の俸給の調整)

第5条 切替日前に職務の級を異にして異動した特定教職員その他の教育委員会規則で定める者に適用する号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

第6条 特定教職員で、その者の受ける俸給月額が切替日の前日の属する月において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成29年4月1日）から施行する。

別表（第2条関係）

県給与条例第5条第1項第1	1級	教育職員給与条例第4条第1	1級
号イに規定する教育職給料表	2級	項に規定する教育職俸給表	2級

(一)	特 2 級	(1)	特 2 級
	3 級		3 級
	4 級		4 級
県給与条例第 5 条第 1 項第 1 号に規定する教育職給料表 (二)	1 級	教育職員給与条例第 4 条第 1 項に規定する教育職俸給表 (2)	1 級
	2 級		2 級
	特 2 級		特 2 級
	3 級		3 級
	4 級		4 級
県給与条例第 5 条第 1 項第 2 号に規定する学校栄養職給料 表	1 級	市給与条例第 4 条第 1 項第 2 号に規定する医療職俸給表 (2)	1 級
	2 級		2 級
	3 級		3 級
	4 級		4 級
	5 級		5 級
県給与条例第 5 条第 1 項第 3 号に規定する行政職給料表	1 級	市給与条例第 4 条第 1 項第 1 号に規定する一般職俸給表	1 級
	2 級		2 級
	3 級		3 級
	4 級		4 級
	5 級		5 級
	6 級		

(5) 新潟市教育職員退職手当支給条例の制定について

1 制定理由

地方分権一括法により、県費負担教職員の給与負担、定数権等が政令市に移譲され、従来、県条例で定められていた県費負担教職員の勤務条件を市が定める必要がある。

このため、教育職員の退職手当に関する条例を新規制定する。なお、教育職員以外の県費負担教職員（学校栄養職員、学校事務職員）の退職手当については、新潟市職員退職手当支給条例において定める。

2 制定内容

① 原則として、市の職員の退職手当に合わせる。

② 高校割愛教職員の給与の特例

現在の高校割愛教員は、県の高校教員の人事で配置されている。権限移譲に合わせ、この人員配置を見直し、今後は、市で独自採用・配置を行うこととしている。このため、現在の高校割愛教員は、今後、計画的に県立学校等へ異動を行う。これらの職員について、従来の経緯を踏まえ、経過措置として、県の教育職員に適用される勤務条件を適用するものとする。

3 施行日

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成29年4月1日）

議案第 号

新潟市教育職員退職手当支給条例の制定について

新潟市教育職員退職手当支給条例を次のように制定するものとする。

平成28年 月 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市教育職員退職手当支給条例

(趣旨)

第1条 この条例は、教育職員の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「教育職員」とは、市が設置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する常時勤務に服する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者を除く。）であって、校長、園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師及び実習助手をいう。

(退職手当の支給)

第3条 教育職員の退職手当の支給については、新潟市職員退職手当支給条例（昭和28年新潟市条例第54号）第1条に規定する一般職の職員で法第3条第2項に規定する一般職に属するものの例による。

(高校割愛教育職員の退職手当)

第4条 前条の規定にかかわらず、教育職員のうち、高等学校又は中等教育学校に勤務し、教育委員会が定める者（次項において「高校割愛教育職員」という。）の退職手当の額、支給方法及び支給制限等については、同項に定めるもののほか、新潟県の教育職員の例による。この場合において、職員の退職手当に関する条例（昭和37年新潟県条例第49号）第21条の規定により新潟県人事委員会が処理することとされる事項については、人事委員会が処理するものとする。

2 高校割愛教育職員の退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成29年4月1日）から施行し、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用する。

(6) 新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

1 改正理由

- ① 高校及び幼稚園の教員の給与等の勤務条件は、人事上の理由等から県の勤務条件に合わせている。本年においても、新潟県人事委員会の勧告に基づき、新潟県が職員給与等の改定を行うため、これに準じて俸給表の改正を行う。
- ② 地方分権一括法（第四次）により、県費負担教職員の給与負担、定数権等が政令市に移譲され、従来、県条例で定められていた県費負担教職員の勤務条件を市が定める必要がある。

このため、勤務条件に関する条例のうち、給与については市の給与条例、勤務時間については市の勤務時間条例を準用するため、現行の条例を教育職員の給与に関する規定に限定する改正を行うものである。

なお、教育職員の勤務時間、休暇等及び退職手当の支給に関しては、別に条例を制定する。

2 改正内容

- 1 平成28年新潟県人事委員会勧告に対応する改正（第1条関係）

教育職俸給表の改正

- 2 給与権移譲等に伴う教育職員に係る給与制度等の創設（第2条関係）

制度の概要

- ① 原則として、市の職員の勤務条件に合わせる。
- ② 学校、教育にかかる独自性等のため、以下の調整を行う。
 - ア 義務教育等教員特別手当
 - イ 定時制教育手当
 - ウ 控除団体の規定 県教職員互助会の追加
 - エ 結核性疾患に伴う休職者の給与の特例（教育公務員特例法による取扱）

- ③ 高校割愛教職員の給与の特例

現在の高校割愛教員は、県の高校教員の人事で配置されている。権限移譲に合わせて、この人員配置を見直し、今後は、市で独自採用・配置を行うこととしている。このため、現在の高校割愛教員は、今後、計画的に県立学校等へ異動を行う。これらの職員について、従来の経緯を踏まえ、経過措置として、県の勤務条件を適用するものとする。

3 施行日等

- 1 施行日

2の1に関する規定（第1条関係） 条例公布日（平成28年4月1日から適用）

2の2に関する規定（第2条関係）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成29年4月1日）

- 2 準備行為

権限移譲によりこの条例が適用される職員の扶養手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当の支給に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 号

新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 月 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例(昭和34年新潟市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

教育職俸給表(1)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号俸	1級	2級	3級	4級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再 任 用 職 員 以		円	円	円	円
	1	155,200	199,500	328,200	416,100
	2	156,700	201,200	330,400	417,900
	3	158,200	202,900	332,700	419,700
	4	159,700	204,600	334,800	421,400
	5	161,400	206,400	337,100	422,900

外 の 職 員	6	163,300	208,100	339,300	424,400
	7	165,100	209,800	341,600	426,300
	8	166,900	211,400	343,900	428,200
	9	168,700	213,200	345,800	430,000
	10	170,800	215,100	347,900	431,800
	11	172,800	217,000	350,100	433,700
	12	174,800	218,900	352,200	435,500
	13	176,800	220,600	354,300	437,200
	14	179,000	222,600	356,300	439,100
	15	181,200	224,600	358,300	440,900
	16	183,400	226,600	360,300	442,800
	17	185,700	228,500	362,100	444,500
	18	188,300	231,200	364,000	446,300
	19	190,800	233,900	366,000	448,100
	20	193,300	236,600	368,000	449,900
	21	195,800	239,200	369,700	451,500
	22	197,500	242,000	371,600	453,200
	23	199,200	244,600	373,500	455,100
	24	200,900	247,300	375,400	456,800
	25	202,400	249,800	376,800	458,500
	26	204,100	252,300	378,600	460,100
	27	205,800	254,800	380,400	461,700
	28	207,400	257,100	382,300	463,200
	29	208,900	259,800	384,200	464,700
	30	210,600	262,200	386,100	466,000

31	212,300	264,400	388,000	467,300
32	214,000	266,600	390,000	468,600
33	215,600	268,800	391,700	469,800
34	217,400	271,000	393,400	470,500
35	219,200	273,200	395,000	471,200
36	221,000	275,200	396,800	471,900
37	222,600	277,500	398,000	472,500
38	224,400	279,500	399,500	
39	226,200	281,400	400,900	
40	228,000	283,400	402,300	
41	229,700	285,200	404,000	
42	231,400	287,600	405,400	
43	233,000	289,900	406,700	
44	234,600	292,400	408,200	
45	236,200	294,500	409,800	
46	237,600	297,000	411,100	
47	238,900	299,300	412,600	
48	240,100	302,000	414,200	
49	241,600	304,400	415,900	
50	243,100	306,800	417,300	
51	244,300	309,300	418,900	
52	245,800	311,600	420,400	
53	247,000	313,900	422,100	
54	248,200	316,100	423,600	
55	249,600	318,200	425,200	

56	250,700	320,400	426,800
57	252,000	322,600	428,300
58	253,100	324,700	429,800
59	254,200	326,900	431,000
60	255,400	328,900	432,200
61	256,700	331,000	433,400
62	258,000	333,100	434,700
63	259,400	335,300	436,000
64	260,600	337,500	437,200
65	261,900	339,400	438,400
66	263,400	341,600	439,600
67	264,900	343,700	440,800
68	266,600	345,900	442,000
69	268,100	347,800	443,200
70	269,500	349,700	444,400
71	270,900	351,800	445,600
72	272,300	353,800	446,800
73	273,400	355,500	447,900
74	274,800	357,400	448,500
75	276,200	359,200	449,000
76	277,400	361,100	449,500
77	278,800	363,000	450,000
78	280,000	364,700	
79	281,200	366,400	
80	282,400	368,000	

81	283,500	369,500
82	284,700	371,000
83	285,900	372,500
84	287,100	373,900
85	288,300	375,000
86	289,400	376,400
87	290,500	377,800
88	291,700	379,100
89	292,900	380,400
90	294,000	381,700
91	295,200	382,900
92	296,400	384,200
93	297,100	385,500
94	298,100	386,600
95	299,200	387,900
96	300,400	389,100
97	301,400	390,500
98	302,500	391,500
99	303,500	392,600
100	304,600	393,600
101	305,500	394,500
102	306,600	395,500
103	307,700	396,600
104	308,700	397,700
105	309,300	398,400

106	310,200	399,300
107	311,000	400,200
108	311,800	401,100
109	312,700	401,900
110	313,100	402,800
111	313,500	403,600
112	314,000	404,400
113	314,600	405,000
114	315,000	405,700
115	315,500	406,400
116	316,000	407,100
117	316,600	407,700
118	317,100	408,200
119	317,500	408,600
120	318,000	409,000
121	318,500	409,400
122	318,900	409,700
123	319,400	410,000
124	319,900	410,200
125	320,500	410,400
126	320,800	410,700
127	321,100	411,000
128	321,400	411,200
129	321,600	411,400
130	321,900	411,700

	131	322,200	412,000		
	132	322,500	412,200		
	133	322,700	412,400		
	134	322,900	412,700		
	135	323,100	413,000		
	136	323,400	413,200		
	137	323,700	413,400		
	138	323,900	413,700		
	139	324,200	414,000		
	140	324,500	414,200		
	141	324,700	414,400		
	142	324,900	414,700		
	143	325,200	415,000		
	144	325,400	415,200		
	145	325,700	415,400		
	146	325,900	415,700		
	147	326,200	416,000		
	148	326,500	416,200		
	149	326,700	416,400		
	150	326,900			
	151	327,200			
	152	327,500			
	153	327,700			
再					

任用職員		233,200	273,500	330,300	414,400
------	--	---------	---------	---------	---------

備考

- この表は、高等学校又は中等教育学校後期課程に勤務する校長，教頭，教諭，養護教諭，助教諭，養護助教諭，講師及び実習助手に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち，その職務の級が3級である職員の俸給月額，この表の額に7，700円（人事委員会規則で定める場合にあつては，別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

教育職俸給表（2）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の		円	円	円	円
	1	155,200	171,100	289,000	405,900
	2	156,700	173,200	291,600	407,400
	3	158,200	175,300	294,500	408,900
	4	159,700	177,500	297,000	410,400
	5	161,400	179,500	299,500	411,800
	6	163,300	181,700	301,900	413,200
7	165,100	183,900	304,200	414,700	

職 員	8	166,900	186,100	306,600	416,300
	9	168,700	188,400	309,000	417,700
	10	170,800	191,200	311,600	419,100
	11	172,800	193,900	314,300	420,500
	12	174,800	196,600	317,200	421,800
	13	176,800	199,500	319,700	423,100
	14	179,000	201,200	321,700	424,500
	15	181,200	202,900	323,700	425,900
	16	183,400	204,600	326,000	427,300
	17	185,700	206,400	328,200	428,500
	18	188,300	208,100	330,400	429,800
	19	190,800	209,800	332,700	431,000
	20	193,300	211,400	334,800	432,300
	21	195,800	213,200	337,100	433,400
	22	197,500	215,100	339,300	434,600
	23	199,200	217,000	341,600	435,900
	24	200,900	218,900	343,900	437,200
	25	202,400	220,600	345,800	438,500
	26	204,000	222,600	347,600	439,700
	27	205,600	224,600	349,500	440,700
	28	207,100	226,600	351,400	441,800
	29	208,800	228,500	353,200	443,000
	30	210,500	231,200	355,000	443,800
	31	212,200	233,900	356,700	444,600
	32	213,900	236,600	358,600	445,500

33	215,400	239,200	360,200	446,400
34	217,100	242,000	361,900	446,900
35	218,800	244,600	363,600	447,400
36	220,500	247,300	365,400	447,900
37	222,000	249,800	367,300	448,400
38	223,700	252,300	368,800	
39	225,400	254,800	370,300	
40	227,100	257,100	371,900	
41	228,700	259,800	373,100	
42	230,400	262,200	374,500	
43	232,000	264,400	375,900	
44	233,600	266,600	377,400	
45	235,300	268,800	378,900	
46	236,800	271,000	380,500	
47	238,200	273,200	382,100	
48	239,600	275,200	383,600	
49	241,000	277,500	385,000	
50	242,400	279,500	386,500	
51	243,900	281,400	388,000	
52	245,100	283,400	389,400	
53	246,200	285,200	390,600	
54	247,600	287,600	391,900	
55	248,800	289,900	393,000	
56	250,000	292,400	394,100	
57	251,200	294,500	395,500	

58	252,400	297,000	396,700
59	253,500	299,300	397,900
60	254,700	302,000	399,200
61	256,100	304,400	400,400
62	257,300	306,800	401,400
63	258,500	309,300	402,800
64	259,400	311,600	404,100
65	260,400	313,900	405,300
66	261,800	316,100	406,400
67	263,200	318,200	407,600
68	264,700	320,400	408,700
69	266,300	322,600	409,700
70	267,800	324,700	410,900
71	269,300	326,900	412,100
72	270,700	328,900	413,300
73	271,800	331,000	413,900
74	273,000	333,100	414,700
75	274,300	335,300	415,400
76	275,500	337,500	415,900
77	276,900	339,300	416,200
78	278,000	341,200	416,600
79	279,200	343,100	417,000
80	280,400	344,900	417,400
81	281,600	346,700	417,700
82	282,500	348,500	418,100

83	283,700	350,100	418,500
84	284,900	351,900	418,800
85	285,900	353,200	419,100
86	286,800	354,800	419,500
87	287,700	356,300	419,900
88	288,700	357,800	420,200
89	289,800	359,200	420,500
90	290,700	360,500	420,800
91	291,600	361,900	421,100
92	292,500	363,300	421,300
93	292,900	364,800	421,500
94	293,600	366,100	
95	294,300	367,400	
96	295,100	368,600	
97	295,900	369,600	
98	296,700	370,600	
99	297,500	371,600	
100	298,200	372,600	
101	299,100	373,500	
102	299,600	374,500	
103	300,100	375,500	
104	300,600	376,500	
105	300,800	377,300	
106	301,200	378,200	
107	301,500	379,100	

108	301,700	380,100
109	301,900	380,900
110	302,100	381,900
111	302,400	382,900
112	302,700	383,900
113	302,900	384,500
114	303,100	385,400
115	303,300	386,300
116	303,600	387,200
117	303,900	388,000
118	304,200	388,700
119	304,500	389,500
120	304,800	390,300
121	304,900	390,900
122	305,100	391,700
123	305,400	392,400
124	305,700	393,100
125	305,900	393,700
126		394,400
127		394,900
128		395,500
129		396,200
130		396,800
131		397,300
132		397,800

133	398,100
134	398,400
135	398,700
136	399,000
137	399,300
138	399,600
139	399,900
140	400,200
141	400,500
142	400,800
143	401,100
144	401,400
145	401,600
146	401,900
147	402,200
148	402,400
149	402,600
150	402,900
151	403,200
152	403,400
153	403,600
154	403,900
155	404,200
156	404,400
157	404,600

	158		404,900		
	159		405,200		
	160		405,400		
	161		405,600		
再 任 用 職 員		224,400	270,300	323,600	404,400

備考

- 1 この表は、幼稚園に勤務する園長，教頭，教諭，養護教諭，助教諭，養護助教諭及び講師に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち，その職務の級が3級である職員の俸給月額，この表の額に7，500円（人事委員会規則で定める場合にあつては，別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

第2条 新潟市教育職員の給与，勤務時間，休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新潟市教育職員給与条例

第1条中「市立高等学校（以下「高等学校」という。），市立中等教育学校の後期課程（以下「中等教育学校後期課程」という。）及び市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の職員の給与，勤務時間，休日及び休暇」を「教育職員の給与」に改める。

第2条中「職員」を「教育職員」に，「高等学校，中等教育学校後期課程又は幼稚園」を「市が設置する幼稚園，小学校，中学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校」に，「校長」を「常勤の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」

という。)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)であつて、校長」に改め、「教頭」の次に「主幹教諭、指導教諭」を加え、「養護教諭、助教諭、養護助教諭」を「助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭」に改め、「(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下同じ。)」を削る。

第3条中「高等学校又は中等教育学校後期課程の職員にあつては第18条第1項の規定によりその例によることとされる新潟県の教育職員に係る正規の勤務時間、幼稚園の職員にあつては同条第2項の規定によりその例によることとされる同項に規定する一般職の職員に係る正規の勤務時間」を「正規の勤務時間(新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成28年新潟市条例第 号。以下「教育職員勤務時間条例」という。)第3条において準用する新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年新潟市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。)第2条から第5条までに規定する勤務時間をいう。)」に、「扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当」を「初任給調整手当、扶養手当、通勤手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、宿日直手当」に改め、「退職手当」を削る。

第4条第1項中「とする」を「とし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる」に改め、同条第2項中「職員」を「教育職員」に、「別表第2」を「その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第2」に、「とし、これを俸給表に定める職務の級に分類する」を「とする」に改め、同条第3項中「職員」を「教育職員」に改める。

第5条から第8条までを次のように改める。

(初任給及び職務の級の移動)

第5条 教育職員の初任給及び職務の級の移動については、新潟市給与条例（昭和32年新潟市条例第60号。以下「給与条例」という。）第5条の規定を準用する。

（昇給）

第6条 教育職員の昇給については、給与条例第6条の規定を準用する。

（再任用職員の俸給月額）

第7条 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の俸給月額は、その者に適用される俸給表の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 再任用短時間勤務職員の俸給月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による俸給月額に、教育職員勤務時間条例第3条において準用する勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。

（俸給の支給）

第8条 教育職員の俸給の支給については、給与条例第7条から第9条までの規定を準用する。この場合において、給与条例第9条中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「新潟市教育職員勤務時間条例（平成28年新潟市条例第 号）第3条の規定により読み替えられた勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」と読み替えるものとする。

第19条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「教育委員会」を「人事委員会」に改め、同条を第37条とする。

第15条から第18条までを削る。

第14条第1項中「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和28年法律第238号）第5条の規定により」を削り、「職員」を「教育職員」に改め、同条第2項中「職員」を「教育職員」に改め、同条を第24条とし、同条の次に次の12条を加える。

（災害派遣手当）

第25条 教育職員の災害派遣手当については、給与条例第24条の2の規定を準用する。

(武力攻撃災害等派遣手当)

第26条 教育職員の武力攻撃災害等派遣手当については、給与条例第24条の3の規定を準用する。

(新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当)

第27条 教育職員の新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当については、給与条例第24条の4の規定を準用する。

(勤務時間1時間当たりの給与額)

第28条 教育職員の勤務時間1時間当たりの給与額については、給与条例第20条の規定を準用する。

(再任用職員についての適用除外)

第29条 第11条、第12条及び第15条の規定は、再任用職員には適用しない。

(給与の口座振替)

第30条 給与は、教育職員の申出により、その全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

(給与からの控除)

第31条 教育職員に給与を支給する際、市長は、当該給与から、次に掲げるものを控除することができる。

- (1) 一般財団法人新潟県教職員互助会の掛金、貸付返済金及び当該団体が取り扱う保険の保険料
- (2) 団体取扱契約に係る生命保険料及び火災保険料
- (3) 登録された職員団体が会員になっている金融機関の預金、定期積金及び貸付金の返済金
- (4) 登録された職員団体の組合費及び当該団体への納入金

(5) 新潟市職員生活協同組合の出資金及び物資購入代金等

(6) 教育職員の居住の用に供する宿舍の使用料及びその使用に必要な経費

(給与の減額)

第32条 教育職員の給与の減額については、給与条例第27条の規定を準用する。この場合において、同条中「勤務時間条例第8条の4第1項に規定する代休時間又は休日等である場合、休暇（勤務時間条例第15条の規定による介護休暇及び勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けた場合並びに勤務時間条例第16条の規定による組合休暇の許可を受けた場合を除く。）」とあるのは「新潟市教育職員勤務時間条例（平成28年新潟市条例第 号）に規定する休日等である場合、休暇（同条例による介護休暇若しくは介護時間の承認を受けた場合又は同条例による組合休暇の許可を受けた場合を除く。）」と、「第20条」とあるのは「新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号）第28条において準用する第20条」と読み替えるものとする。

(退職者の給与)

第33条 教育職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 教育職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満3年に達するまでは、これに給与の全額を支給する。

3 教育職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

- 4 教育職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 教育職員が休職にされたときは、その休職の期間中、前各項に定める給与を除く他のいかなる給与も支給しない。
- 6 第3項に規定する教育職員が、同項に規定する期間内で第21条において準用する給与条例第22条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第21条において準用する給与条例第22条第1項の規定により人事委員会規則で定める日に、同項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける教育職員の期末手当の支給については、第21条において準用する給与条例第22条の2及び第22条の3の規定を準用する。この場合において、給与条例第22条の2中「前条第1項」とあるのは、「新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号）第33条第6項」と読み替えるものとする。

（専従休職者の給与）

第34条 法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた教育職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

（臨時職員の給与）

第35条 臨時職員の給与については、給与条例第30条の規定を準用する。この場合において同条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と読み替えるものとする。

（高校割愛教育職員の給与）

第36条 教育職員のうち、高等学校又は中等教育学校に勤務し、教育委員会が定める者の給与については、第3条から前条までの規定にかかわらず、新潟県の教育職員の例による。

第13条第1項中「職員には、義務教育諸学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校，中学校，中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において，人事委員会規則の定めるところにより」を「小学校，中学校，中等教育学校の前期課程又は特別支援学校に勤務する教育職員に対しては」に改め，同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め，同項を同条第4項とし，同条第2項の次に次の1項を加え，同条を第23条とする。

3 幼稚園，高等学校又は中等教育学校の後期課程に勤務する教育職員については，第1項に規定する教育職員との均衡上必要と認められる範囲内において，人事委員会規則で定めるところにより，義務教育等教員特別手当を支給する。

第12条から第12条の3までを削る。

第11条第1項中「職員」を「教育職員」に改め，同条を第17条とし，同条の次に次の5条を加える。

（宿日直手当）

第18条 教育職員の宿日直手当については，給与条例第18条第1項及び第2項の規定を準用する。

（管理職手当）

第19条 教育職員の管理職手当については，給与条例第21条第1項及び第2項の規定を準用する。

（管理職員特別勤務手当）

第20条 教育職員の管理職員特別勤務手当については，給与条例第21条の2の規定を準用する。この場合において，同条第1項及び第2項中「前条第1項」とあるのは，「新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号）第19条において準用する前条第1項」と読み替えるものとする。

（期末手当）

第21条 教育職員の期末手当については、給与条例第22条から第22条の3までの規定を準用する。

(勤勉手当)

第22条 教育職員の勤勉手当については、給与条例第23条の規定を準用する。この場合において、同条第5項中「第22条第5項」とあるのは「新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号）第21条において準用する第22条第5項」と読み替えるものとする。

第10条中「職員」を「教育職員」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の5条を加える。

(扶養手当)

第12条 教育職員の扶養手当については、給与条例第13条及び第14条の規定を準用する。

(通勤手当)

第13条 教育職員の通勤手当については、給与条例第14条の2の規定を準用する。

(地域手当)

第14条 教育職員の地域手当については、給与条例第14条の3及び第14条の3の3の規定を準用する。この場合において第14条の3の3中「前2条」とあるのは「新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号）第14条において準用する第14条の3」と読み替えるものとする。

(住居手当)

第15条 教育職員の住居手当については、給与条例第14条の4の規定を準用する。この場合において、同条第1項第2号中「次条第1項又は第3項」とあるのは、「新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号）第16条において準用する次条第1項又は第3項」と読み替えるものとする。

(単身赴任手当)

第16条 教育職員の単身赴任手当については、給与条例第14条の5の規定を準用する。

第9条の2を削る。

第9条中「職員に」を「教育職員に」に、「扶養手当，地域手当，住居手当，単身赴任手当，初任給調整手当，通勤手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，宿日直手当，休日勤務手当」を「初任給調整手当，扶養手当，通勤手当，地域手当，住居手当，単身赴任手当，特殊勤務手当，宿日直手当」に改め，「，寒冷地手当」及び「，退職手当」を削り，同条を第10条とする。

第8条の次に次の1条を加える。

(俸給の調整)

第9条 教育職員の俸給の調整については、給与条例第10条の規定を準用する。

附則第7項を削る。

別表第1の表(1)中

「		「	
2級		2級	特2級
俸給月額		俸給月額	俸給月額
円		円	円
199,500		199,500	260,000
201,200		201,200	262,500
202,900		202,900	264,800
204,600		204,600	267,100

206,400	206,400	269,700
208,100	208,100	272,100
209,800	209,800	274,300
211,400	211,400	276,500
213,200	213,200	278,800
215,100	215,100	281,100
217,000	217,000	283,500
218,900	218,900	285,700
220,600	220,600	288,100
222,600	222,600	290,200
224,600	224,600	292,100
226,600	226,600	294,100
228,500	228,500	296,300
231,200	231,200	298,800
233,900	233,900	301,300
236,600	236,600	304,000
239,200	239,200	306,300
242,000	242,000	308,900
244,600	244,600	311,200
247,300	247,300	313,900
249,800	249,800	316,500
252,300	252,300	318,800
254,800	254,800	321,200
257,100	257,100	323,400
259,800	259,800	325,700

262,200	262,200	327,700
264,400	264,400	329,900
266,600	266,600	332,100
268,800	268,800	334,100
271,000	271,000	336,200
273,200	273,200	338,400
275,200	275,200	340,500
277,500	277,500	342,600
279,500	279,500	344,700
281,400	281,400	346,900
283,400	283,400	349,000
285,200	285,200	351,100
287,600	287,600	353,200
289,900	289,900	355,200
292,400	292,400	357,300
294,500	294,500	359,200
297,000	297,000	361,200
299,300	299,300	363,200
302,000	302,000	365,200
304,400	304,400	366,900
306,800	306,800	368,700
309,300	309,300	370,600
311,600	311,600	372,600
313,900	313,900	374,500
316,100	316,100	376,300

318,200	318,200	378,100
320,400	320,400	379,800
322,600	322,600	381,300
324,700	324,700	382,900
326,900	326,900	384,600
328,900	328,900	386,300
331,000	331,000	387,500
333,100	333,100	388,900
335,300	335,300	390,300
337,500	337,500	391,600
339,400	339,400	393,000
341,600	341,600	394,200
343,700	343,700	395,600
345,900	345,900	397,000
347,800	347,800	398,300
349,700	349,700	399,600
351,800	351,800	401,000
353,800	353,800	402,300
355,500	355,500	403,600
357,400	357,400	405,000
359,200	359,200	406,400
361,100	361,100	407,700
363,000	363,000	408,900
364,700	364,700	410,100
366,400	366,400	411,400

368,000		368,000	412,800	
369,500	を	369,500	414,100	に改め、別表第1の表(1)備考
371,000		371,000	415,300	
372,500		372,500	416,300	
373,900		373,900	417,500	
375,000		375,000	418,700	
376,400		376,400	419,900	
377,800		377,800	421,100	
379,100		379,100	422,100	
380,400		380,400	423,200	
381,700		381,700	424,200	
382,900		382,900	425,200	
384,200		384,200	426,200	
385,500		385,500	427,100	
386,600		386,600	427,900	
387,900		387,900	428,700	
389,100		389,100	429,500	
390,500		390,500	430,300	
391,500		391,500	430,700	
392,600		392,600	431,100	
393,600		393,600	431,500	
394,500	394,500	431,900		
395,500	395,500	432,200		
396,600	396,600	432,500		
397,700	397,700	432,800		

398,400	398,400	433,100
399,300	399,300	433,400
400,200	400,200	433,700
401,100	401,100	433,900
401,900	401,900	434,100
402,800	402,800	
403,600	403,600	
404,400	404,400	
405,000	405,000	
405,700	405,700	
406,400	406,400	
407,100	407,100	
407,700	407,700	
408,200	408,200	
408,600	408,600	
409,000	409,000	
409,400	409,400	
409,700	409,700	
410,000	410,000	
410,200	410,200	
410,400	410,400	
410,700	410,700	
411,000	411,000	
411,200	411,200	
411,400	411,400	

411,700	411,700	
412,000	412,000	
412,200	412,200	
412,400	412,400	
412,700	412,700	
413,000	413,000	
413,200	413,200	
413,400	413,400	
413,700	413,700	
414,000	414,000	
414,200	414,200	
414,400	414,400	
414,700	414,700	
415,000	415,000	
415,200	415,200	
415,400	415,400	
415,700	415,700	
416,000	416,000	
416,200	416,200	
416,400	416,400	

273,500

」

273,500	302,200
---------	---------

」

1 中「又は中等教育学校後期課程」を「，中等教育学校及び特別支援学校」に改め，「
 教頭」の次に「，主幹教諭，指導教諭」を加え，「養護教諭，助教諭，養護助教諭」を
 「助教諭，養護教諭，養護助教諭，栄養教諭」に改め，別表第1の表（2）中

「

「

2 級
俸給月額
円
171,100
173,200
175,300
177,500
179,500
181,700
183,900
186,100

2 級	特 2 級
俸給月額	俸給月額
円	円
171,100	260,000
173,200	262,500
175,300	264,800
177,500	267,100
179,500	269,700
181,700	272,100
183,900	274,300
186,100	276,500

188,400	188,400	278,800
191,200	191,200	281,100
193,900	193,900	283,500
196,600	196,600	285,700
199,500	199,500	288,100
201,200	201,200	290,200
202,900	202,900	292,100
204,600	204,600	294,100
206,400	206,400	296,300
208,100	208,100	298,800
209,800	209,800	301,300
211,400	211,400	304,000
213,200	213,200	306,300
215,100	215,100	308,900
217,000	217,000	311,200
218,900	218,900	313,900
220,600	220,600	316,500
222,600	222,600	318,800
224,600	224,600	321,200
226,600	226,600	323,400
228,500	228,500	325,700
231,200	231,200	327,700
233,900	233,900	329,900
236,600	236,600	332,100
239,200	239,200	334,100

242,000	242,000	336,200
244,600	244,600	338,300
247,300	247,300	340,300
249,800	249,800	342,300
252,300	252,300	344,200
254,800	254,800	346,200
257,100	257,100	348,100
259,800	259,800	349,900
262,200	262,200	351,700
264,400	264,400	353,500
266,600	266,600	355,200
268,800	268,800	357,000
271,000	271,000	358,700
273,200	273,200	360,200
275,200	275,200	361,800
277,500	277,500	363,100
279,500	279,500	364,600
281,400	281,400	366,200
283,400	283,400	367,800
285,200	285,200	369,300
287,600	287,600	370,800
289,900	289,900	372,300
292,400	292,400	373,800
294,500	294,500	375,300
297,000	297,000	376,700

299,300	299,300	378,100
302,000	302,000	379,400
304,400	304,400	380,300
306,800	306,800	381,500
309,300	309,300	382,700
311,600	311,600	383,800
313,900	313,900	384,700
316,100	316,100	385,900
318,200	318,200	386,900
320,400	320,400	388,000
322,600	322,600	389,200
324,700	324,700	390,200
326,900	326,900	391,300
328,900	328,900	392,500
331,000	331,000	393,500
333,100	333,100	394,600
335,300	335,300	395,700
337,500	337,500	396,800
339,300	339,300	397,700
341,200	341,200	398,600
343,100	343,100	399,600
344,900	344,900	400,600
346,700	346,700	401,400
348,500	348,500	402,200
350,100	350,100	402,900

351,900		351,900	403,700
353,200	を	353,200	404,400
354,800		354,800	405,200
356,300		356,300	405,900
357,800		357,800	406,600
359,200		359,200	407,200
360,500		360,500	407,900
361,900		361,900	408,400
363,300		363,300	409,100
364,800		364,800	409,500
366,100		366,100	409,900
367,400		367,400	410,200
368,600		368,600	410,500
369,600		369,600	410,800
370,600		370,600	411,100
371,600		371,600	411,400
372,600		372,600	411,600
373,500		373,500	411,800
374,500		374,500	412,100
375,500		375,500	412,400
376,500		376,500	412,600
377,300	377,300	412,800	
378,200	378,200	413,100	
379,100	379,100	413,400	
380,100	380,100	413,600	

に改め、別表第1の表(2)備考

380,900	380,900	413,800
381,900	381,900	
382,900	382,900	
383,900	383,900	
384,500	384,500	
385,400	385,400	
386,300	386,300	
387,200	387,200	
388,000	388,000	
388,700	388,700	
389,500	389,500	
390,300	390,300	
390,900	390,900	
391,700	391,700	
392,400	392,400	
393,100	393,100	
393,700	393,700	
394,400	394,400	
394,900	394,900	
395,500	395,500	
396,200	396,200	
396,800	396,800	
397,300	397,300	
397,800	397,800	
398,100	398,100	

398,400	398,400
398,700	398,700
399,000	399,000
399,300	399,300
399,600	399,600
399,900	399,900
400,200	400,200
400,500	400,500
400,800	400,800
401,100	401,100
401,400	401,400
401,600	401,600
401,900	401,900
402,200	402,200
402,400	402,400
402,600	402,600
402,900	402,900
403,200	403,200
403,400	403,400
403,600	403,600
403,900	403,900
404,200	404,200
404,400	404,400
404,600	404,600
404,900	404,900

405,200	405,200	
405,400	405,400	
405,600	405,600	
270,300	270,300	297,300

」

1 中「幼稚園」の次に「，小学校及び中学校」を，「教頭」の次に「，主幹教諭，指導教諭」を加え，「養護教諭，助教諭，養護助教諭」を「助教諭，養護教諭，養護助教諭，栄養教諭」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 4 条関係）

級別基準職務表

ア 教育職俸給表（1）級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	助教諭，養護助教諭，講師（2 級の項第 2 号に掲げるものを除く。）又は実習助手の職務
2 級	1 教諭，養護教諭又は栄養教諭の職務 2 講師（日本国籍を有しない者で，期限を付さない常勤の講師として任用されたものに限る。）の職務 3 担当する教科の普通免許状又は実習教員資格認定証を有し，高度の知識経験を必要とする業務を行う実習助手の職務

特 2 級	主幹教諭又は指導教諭の職務
3 級	教頭の職務
4 級	校長の職務

イ 教育職俸給表（2）級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	助教諭，養護助教諭又は講師（2級の項第2号に掲げるものを除く。）の職務
2 級	1 教諭，養護教諭又は栄養教諭の職務 2 講師（日本国籍を有しない者で，期限を付さない常勤の講師として任用されたものに限る。）の職務 3 幼稚園の教頭の職務
特 2 級	主幹教諭又は指導教諭の職務
3 級	1 小学校又は中学校の教頭の職務 2 幼稚園の園長の職務 3 人事委員会が指定する幼稚園の教頭の職務
4 級	1 小学校又は中学校の校長の職務 2 人事委員会が指定する幼稚園の園長の職務

附 則

（施行期日等）

1 この条例は，次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条及び次項から附則第5項までの規定 公布の日

（2） 第2条の規定 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成29年4月1日）

2 第1条の規定による改正後の新潟市教育職員の給与，勤務時間，休暇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は，平成28年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には，第1条の規定による改正前の新潟市教育職員の給与，勤務時間，休暇等に関する条例の規定により支給された給与は，改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（準備行為）

4 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号）の適用を受けている職員についての第2条の規定による改正後の新潟市教育職員給与条例第12条に規定する扶養手当，同条例第13条に規定する通勤手当，同条例第15条に規定する住居手当及び同条例第16条に規定する単身赴任手当の支給に関し必要な行為は，施行日前においても，同条例の規定の例により行うことができる。

（委任）

5 前項に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，人事委員会規則で定める。

新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例(昭和34年条例第17号)新旧対照表(第1条関係)

改正後(案)						現行						備考
○新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例 昭和34年3月26日条例第17号 別表第1(第4条関係)						○新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例 昭和34年3月26日条例第17号 別表第1(第4条関係)						
教育職俸給表(1)						教育職俸給表(1)						
職 員 の 区 分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	職 員 の 区 分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額			俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円			円	円	円	円	
	1	<u>155,200</u>	<u>199,500</u>	<u>328,200</u>	<u>416,100</u>	1	<u>153,600</u>	<u>197,900</u>	<u>327,200</u>	<u>415,700</u>		
	2	<u>156,700</u>	<u>201,200</u>	<u>330,400</u>	<u>417,900</u>	2	<u>155,100</u>	<u>199,600</u>	<u>329,400</u>	<u>417,500</u>		
	3	<u>158,200</u>	<u>202,900</u>	<u>332,700</u>	<u>419,700</u>	3	<u>156,600</u>	<u>201,200</u>	<u>331,700</u>	<u>419,300</u>		
	4	<u>159,700</u>	<u>204,600</u>	<u>334,800</u>	<u>421,400</u>	4	<u>158,100</u>	<u>202,900</u>	<u>333,900</u>	<u>421,000</u>		
	5	<u>161,400</u>	<u>206,400</u>	<u>337,100</u>	<u>422,900</u>	5	<u>159,800</u>	<u>204,700</u>	<u>336,200</u>	<u>422,500</u>		
	6	<u>163,300</u>	<u>208,100</u>	<u>339,300</u>	<u>424,400</u>	6	<u>161,700</u>	<u>206,400</u>	<u>338,400</u>	<u>424,000</u>		
	7	<u>165,100</u>	<u>209,800</u>	<u>341,600</u>	<u>426,300</u>	7	<u>163,500</u>	<u>208,100</u>	<u>340,700</u>	<u>425,900</u>		
	8	<u>166,900</u>	<u>211,400</u>	<u>343,900</u>	<u>428,200</u>	8	<u>165,300</u>	<u>209,700</u>	<u>343,000</u>	<u>427,800</u>		
	9	<u>168,700</u>	<u>213,200</u>	<u>345,800</u>	<u>430,000</u>	9	<u>167,100</u>	<u>211,500</u>	<u>345,000</u>	<u>429,600</u>		
	10	<u>170,800</u>	<u>215,100</u>	<u>347,900</u>	<u>431,800</u>	10	<u>169,200</u>	<u>213,400</u>	<u>347,100</u>	<u>431,400</u>		
11	<u>172,800</u>	<u>217,000</u>	<u>350,100</u>	<u>433,700</u>	11	<u>171,200</u>	<u>215,300</u>	<u>349,300</u>	<u>433,300</u>			

<u>12</u>	<u>174,800</u>	<u>218,900</u>	<u>352,200</u>	<u>435,500</u>
<u>13</u>	<u>176,800</u>	<u>220,600</u>	<u>354,300</u>	<u>437,200</u>
<u>14</u>	<u>179,000</u>	<u>222,600</u>	<u>356,300</u>	<u>439,100</u>
<u>15</u>	<u>181,200</u>	<u>224,600</u>	<u>358,300</u>	<u>440,900</u>
<u>16</u>	<u>183,400</u>	<u>226,600</u>	<u>360,300</u>	<u>442,800</u>
<u>17</u>	<u>185,700</u>	<u>228,500</u>	<u>362,100</u>	<u>444,500</u>
<u>18</u>	<u>188,300</u>	<u>231,200</u>	<u>364,000</u>	<u>446,300</u>
<u>19</u>	<u>190,800</u>	<u>233,900</u>	<u>366,000</u>	<u>448,100</u>
<u>20</u>	<u>193,300</u>	<u>236,600</u>	<u>368,000</u>	<u>449,900</u>
<u>21</u>	<u>195,800</u>	<u>239,200</u>	<u>369,700</u>	<u>451,500</u>
<u>22</u>	<u>197,500</u>	<u>242,000</u>	<u>371,600</u>	<u>453,200</u>
<u>23</u>	<u>199,200</u>	<u>244,600</u>	<u>373,500</u>	<u>455,100</u>
<u>24</u>	<u>200,900</u>	<u>247,300</u>	<u>375,400</u>	<u>456,800</u>
<u>25</u>	<u>202,400</u>	<u>249,800</u>	<u>376,800</u>	<u>458,500</u>
<u>26</u>	<u>204,100</u>	<u>252,300</u>	<u>378,600</u>	<u>460,100</u>
<u>27</u>	<u>205,800</u>	<u>254,800</u>	<u>380,400</u>	<u>461,700</u>
<u>28</u>	<u>207,400</u>	<u>257,100</u>	<u>382,300</u>	<u>463,200</u>
<u>29</u>	<u>208,900</u>	<u>259,800</u>	<u>384,200</u>	<u>464,700</u>
<u>30</u>	<u>210,600</u>	<u>262,200</u>	<u>386,100</u>	<u>466,000</u>
<u>31</u>	<u>212,300</u>	<u>264,400</u>	<u>388,000</u>	<u>467,300</u>
<u>32</u>	<u>214,000</u>	<u>266,600</u>	<u>390,000</u>	<u>468,600</u>
<u>33</u>	<u>215,600</u>	<u>268,800</u>	<u>391,700</u>	<u>469,800</u>
<u>34</u>	<u>217,400</u>	<u>271,000</u>	<u>393,400</u>	<u>470,500</u>

<u>12</u>	<u>173,200</u>	<u>217,200</u>	<u>351,400</u>	<u>435,100</u>
<u>13</u>	<u>175,200</u>	<u>218,900</u>	<u>353,600</u>	<u>436,800</u>
<u>14</u>	<u>177,400</u>	<u>220,900</u>	<u>355,600</u>	<u>438,700</u>
<u>15</u>	<u>179,600</u>	<u>222,900</u>	<u>357,600</u>	<u>440,500</u>
<u>16</u>	<u>181,800</u>	<u>224,900</u>	<u>359,600</u>	<u>442,400</u>
<u>17</u>	<u>184,100</u>	<u>226,800</u>	<u>361,500</u>	<u>444,100</u>
<u>18</u>	<u>186,700</u>	<u>229,500</u>	<u>363,400</u>	<u>445,900</u>
<u>19</u>	<u>189,200</u>	<u>232,200</u>	<u>365,400</u>	<u>447,700</u>
<u>20</u>	<u>191,700</u>	<u>234,900</u>	<u>367,400</u>	<u>449,500</u>
<u>21</u>	<u>194,200</u>	<u>237,500</u>	<u>369,200</u>	<u>451,100</u>
<u>22</u>	<u>195,900</u>	<u>240,300</u>	<u>371,100</u>	<u>452,800</u>
<u>23</u>	<u>197,600</u>	<u>242,900</u>	<u>373,000</u>	<u>454,700</u>
<u>24</u>	<u>199,300</u>	<u>245,600</u>	<u>374,900</u>	<u>456,400</u>
<u>25</u>	<u>200,800</u>	<u>248,100</u>	<u>376,400</u>	<u>458,100</u>
<u>26</u>	<u>202,500</u>	<u>250,600</u>	<u>378,200</u>	<u>459,700</u>
<u>27</u>	<u>204,200</u>	<u>253,100</u>	<u>380,000</u>	<u>461,300</u>
<u>28</u>	<u>205,800</u>	<u>255,500</u>	<u>381,900</u>	<u>462,800</u>
<u>29</u>	<u>207,300</u>	<u>258,200</u>	<u>383,800</u>	<u>464,300</u>
<u>30</u>	<u>209,000</u>	<u>260,600</u>	<u>385,700</u>	<u>465,600</u>
<u>31</u>	<u>210,700</u>	<u>262,800</u>	<u>387,600</u>	<u>466,900</u>
<u>32</u>	<u>212,400</u>	<u>265,000</u>	<u>389,600</u>	<u>468,200</u>
<u>33</u>	<u>214,000</u>	<u>267,200</u>	<u>391,300</u>	<u>469,400</u>
<u>34</u>	<u>215,800</u>	<u>269,400</u>	<u>393,000</u>	<u>470,100</u>

<u>35</u>	<u>219,200</u>	<u>273,200</u>	<u>395,000</u>	<u>471,200</u>
<u>36</u>	<u>221,000</u>	<u>275,200</u>	<u>396,800</u>	<u>471,900</u>
<u>37</u>	<u>222,600</u>	<u>277,500</u>	<u>398,000</u>	<u>472,500</u>
<u>38</u>	<u>224,400</u>	<u>279,500</u>	<u>399,500</u>	
<u>39</u>	<u>226,200</u>	<u>281,400</u>	<u>400,900</u>	
<u>40</u>	<u>228,000</u>	<u>283,400</u>	<u>402,300</u>	
<u>41</u>	<u>229,700</u>	<u>285,200</u>	<u>404,000</u>	
<u>42</u>	<u>231,400</u>	<u>287,600</u>	<u>405,400</u>	
<u>43</u>	<u>233,000</u>	<u>289,900</u>	<u>406,700</u>	
<u>44</u>	<u>234,600</u>	<u>292,400</u>	<u>408,200</u>	
<u>45</u>	<u>236,200</u>	<u>294,500</u>	<u>409,800</u>	
<u>46</u>	<u>237,600</u>	<u>297,000</u>	<u>411,100</u>	
<u>47</u>	<u>238,900</u>	<u>299,300</u>	<u>412,600</u>	
<u>48</u>	<u>240,100</u>	<u>302,000</u>	<u>414,200</u>	
<u>49</u>	<u>241,600</u>	<u>304,400</u>	<u>415,900</u>	
<u>50</u>	<u>243,100</u>	<u>306,800</u>	<u>417,300</u>	
<u>51</u>	<u>244,300</u>	<u>309,300</u>	<u>418,900</u>	
<u>52</u>	<u>245,800</u>	<u>311,600</u>	<u>420,400</u>	
<u>53</u>	<u>247,000</u>	<u>313,900</u>	<u>422,100</u>	
<u>54</u>	<u>248,200</u>	<u>316,100</u>	<u>423,600</u>	
<u>55</u>	<u>249,600</u>	<u>318,200</u>	<u>425,200</u>	
<u>56</u>	<u>250,700</u>	<u>320,400</u>	<u>426,800</u>	
<u>57</u>	<u>252,000</u>	<u>322,600</u>	<u>428,300</u>	

<u>35</u>	<u>217,600</u>	<u>271,600</u>	<u>394,600</u>	<u>470,800</u>
<u>36</u>	<u>219,400</u>	<u>273,700</u>	<u>396,400</u>	<u>471,500</u>
<u>37</u>	<u>221,000</u>	<u>276,000</u>	<u>397,600</u>	<u>472,100</u>
<u>38</u>	<u>222,800</u>	<u>278,000</u>	<u>399,100</u>	
<u>39</u>	<u>224,600</u>	<u>280,000</u>	<u>400,500</u>	
<u>40</u>	<u>226,400</u>	<u>282,000</u>	<u>401,900</u>	
<u>41</u>	<u>228,100</u>	<u>283,900</u>	<u>403,600</u>	
<u>42</u>	<u>229,800</u>	<u>286,400</u>	<u>405,000</u>	
<u>43</u>	<u>231,400</u>	<u>288,700</u>	<u>406,300</u>	
<u>44</u>	<u>233,000</u>	<u>291,200</u>	<u>407,800</u>	
<u>45</u>	<u>234,600</u>	<u>293,400</u>	<u>409,400</u>	
<u>46</u>	<u>236,000</u>	<u>295,900</u>	<u>410,700</u>	
<u>47</u>	<u>237,300</u>	<u>298,300</u>	<u>412,200</u>	
<u>48</u>	<u>238,600</u>	<u>301,000</u>	<u>413,800</u>	
<u>49</u>	<u>240,100</u>	<u>303,400</u>	<u>415,500</u>	
<u>50</u>	<u>241,600</u>	<u>305,800</u>	<u>416,900</u>	
<u>51</u>	<u>242,800</u>	<u>308,300</u>	<u>418,500</u>	
<u>52</u>	<u>244,300</u>	<u>310,700</u>	<u>420,000</u>	
<u>53</u>	<u>245,600</u>	<u>313,100</u>	<u>421,700</u>	
<u>54</u>	<u>246,800</u>	<u>315,300</u>	<u>423,200</u>	
<u>55</u>	<u>248,200</u>	<u>317,400</u>	<u>424,800</u>	
<u>56</u>	<u>249,400</u>	<u>319,600</u>	<u>426,400</u>	
<u>57</u>	<u>250,700</u>	<u>321,900</u>	<u>427,900</u>	

<u>58</u>	<u>253,100</u>	<u>324,700</u>	<u>429,800</u>
<u>59</u>	<u>254,200</u>	<u>326,900</u>	<u>431,000</u>
<u>60</u>	<u>255,400</u>	<u>328,900</u>	<u>432,200</u>
<u>61</u>	<u>256,700</u>	<u>331,000</u>	<u>433,400</u>
<u>62</u>	<u>258,000</u>	<u>333,100</u>	<u>434,700</u>
<u>63</u>	<u>259,400</u>	<u>335,300</u>	<u>436,000</u>
<u>64</u>	<u>260,600</u>	<u>337,500</u>	<u>437,200</u>
<u>65</u>	<u>261,900</u>	<u>339,400</u>	<u>438,400</u>
<u>66</u>	<u>263,400</u>	<u>341,600</u>	<u>439,600</u>
<u>67</u>	<u>264,900</u>	<u>343,700</u>	<u>440,800</u>
<u>68</u>	<u>266,600</u>	<u>345,900</u>	<u>442,000</u>
<u>69</u>	<u>268,100</u>	<u>347,800</u>	<u>443,200</u>
<u>70</u>	<u>269,500</u>	<u>349,700</u>	<u>444,400</u>
<u>71</u>	<u>270,900</u>	<u>351,800</u>	<u>445,600</u>
<u>72</u>	<u>272,300</u>	<u>353,800</u>	<u>446,800</u>
<u>73</u>	<u>273,400</u>	<u>355,500</u>	<u>447,900</u>
<u>74</u>	<u>274,800</u>	<u>357,400</u>	<u>448,500</u>
<u>75</u>	<u>276,200</u>	<u>359,200</u>	<u>449,000</u>
<u>76</u>	<u>277,400</u>	<u>361,100</u>	<u>449,500</u>
<u>77</u>	<u>278,800</u>	<u>363,000</u>	<u>450,000</u>
<u>78</u>	<u>280,000</u>	<u>364,700</u>	
<u>79</u>	<u>281,200</u>	<u>366,400</u>	
<u>80</u>	<u>282,400</u>	<u>368,000</u>	

<u>58</u>	<u>251,800</u>	<u>324,000</u>	<u>429,400</u>
<u>59</u>	<u>253,000</u>	<u>326,200</u>	<u>430,600</u>
<u>60</u>	<u>254,200</u>	<u>328,200</u>	<u>431,800</u>
<u>61</u>	<u>255,500</u>	<u>330,400</u>	<u>433,000</u>
<u>62</u>	<u>256,900</u>	<u>332,500</u>	<u>434,300</u>
<u>63</u>	<u>258,300</u>	<u>334,700</u>	<u>435,600</u>
<u>64</u>	<u>259,500</u>	<u>336,900</u>	<u>436,800</u>
<u>65</u>	<u>260,900</u>	<u>338,800</u>	<u>438,000</u>
<u>66</u>	<u>262,400</u>	<u>341,000</u>	<u>439,200</u>
<u>67</u>	<u>264,000</u>	<u>343,100</u>	<u>440,400</u>
<u>68</u>	<u>265,700</u>	<u>345,300</u>	<u>441,600</u>
<u>69</u>	<u>267,200</u>	<u>347,300</u>	<u>442,800</u>
<u>70</u>	<u>268,600</u>	<u>349,200</u>	<u>444,000</u>
<u>71</u>	<u>270,000</u>	<u>351,300</u>	<u>445,200</u>
<u>72</u>	<u>271,500</u>	<u>353,300</u>	<u>446,400</u>
<u>73</u>	<u>272,600</u>	<u>355,100</u>	<u>447,500</u>
<u>74</u>	<u>274,000</u>	<u>357,000</u>	<u>448,100</u>
<u>75</u>	<u>275,400</u>	<u>358,800</u>	<u>448,600</u>
<u>76</u>	<u>276,700</u>	<u>360,700</u>	<u>449,100</u>
<u>77</u>	<u>278,100</u>	<u>362,600</u>	<u>449,600</u>
<u>78</u>	<u>279,300</u>	<u>364,300</u>	
<u>79</u>	<u>280,500</u>	<u>366,000</u>	
<u>80</u>	<u>281,700</u>	<u>367,600</u>	

<u>81</u>	<u>283,500</u>	<u>369,500</u>
<u>82</u>	<u>284,700</u>	<u>371,000</u>
<u>83</u>	<u>285,900</u>	<u>372,500</u>
<u>84</u>	<u>287,100</u>	<u>373,900</u>
<u>85</u>	<u>288,300</u>	<u>375,000</u>
<u>86</u>	<u>289,400</u>	<u>376,400</u>
<u>87</u>	<u>290,500</u>	<u>377,800</u>
<u>88</u>	<u>291,700</u>	<u>379,100</u>
<u>89</u>	<u>292,900</u>	<u>380,400</u>
<u>90</u>	<u>294,000</u>	<u>381,700</u>
<u>91</u>	<u>295,200</u>	<u>382,900</u>
<u>92</u>	<u>296,400</u>	<u>384,200</u>
<u>93</u>	<u>297,100</u>	<u>385,500</u>
<u>94</u>	<u>298,100</u>	<u>386,600</u>
<u>95</u>	<u>299,200</u>	<u>387,900</u>
<u>96</u>	<u>300,400</u>	<u>389,100</u>
<u>97</u>	<u>301,400</u>	<u>390,500</u>
<u>98</u>	<u>302,500</u>	<u>391,500</u>
<u>99</u>	<u>303,500</u>	<u>392,600</u>
<u>100</u>	<u>304,600</u>	<u>393,600</u>
<u>101</u>	<u>305,500</u>	<u>394,500</u>
<u>102</u>	<u>306,600</u>	<u>395,500</u>
<u>103</u>	<u>307,700</u>	<u>396,600</u>

<u>81</u>	<u>282,900</u>	<u>369,100</u>
<u>82</u>	<u>284,100</u>	<u>370,600</u>
<u>83</u>	<u>285,300</u>	<u>372,100</u>
<u>84</u>	<u>286,500</u>	<u>373,500</u>
<u>85</u>	<u>287,700</u>	<u>374,600</u>
<u>86</u>	<u>288,800</u>	<u>376,000</u>
<u>87</u>	<u>290,000</u>	<u>377,400</u>
<u>88</u>	<u>291,200</u>	<u>378,700</u>
<u>89</u>	<u>292,400</u>	<u>380,000</u>
<u>90</u>	<u>293,500</u>	<u>381,300</u>
<u>91</u>	<u>294,700</u>	<u>382,500</u>
<u>92</u>	<u>295,900</u>	<u>383,800</u>
<u>93</u>	<u>296,700</u>	<u>385,100</u>
<u>94</u>	<u>297,700</u>	<u>386,200</u>
<u>95</u>	<u>298,800</u>	<u>387,500</u>
<u>96</u>	<u>300,000</u>	<u>388,700</u>
<u>97</u>	<u>301,000</u>	<u>390,100</u>
<u>98</u>	<u>302,100</u>	<u>391,100</u>
<u>99</u>	<u>303,100</u>	<u>392,200</u>
<u>100</u>	<u>304,200</u>	<u>393,200</u>
<u>101</u>	<u>305,100</u>	<u>394,100</u>
<u>102</u>	<u>306,200</u>	<u>395,100</u>
<u>103</u>	<u>307,300</u>	<u>396,200</u>

<u>104</u>	<u>308,700</u>	<u>397,700</u>
<u>105</u>	<u>309,300</u>	<u>398,400</u>
<u>106</u>	<u>310,200</u>	<u>399,300</u>
<u>107</u>	<u>311,000</u>	<u>400,200</u>
<u>108</u>	<u>311,800</u>	<u>401,100</u>
<u>109</u>	<u>312,700</u>	<u>401,900</u>
<u>110</u>	<u>313,100</u>	<u>402,800</u>
<u>111</u>	<u>313,500</u>	<u>403,600</u>
<u>112</u>	<u>314,000</u>	<u>404,400</u>
<u>113</u>	<u>314,600</u>	<u>405,000</u>
<u>114</u>	<u>315,000</u>	<u>405,700</u>
<u>115</u>	<u>315,500</u>	<u>406,400</u>
<u>116</u>	<u>316,000</u>	<u>407,100</u>
<u>117</u>	<u>316,600</u>	<u>407,700</u>
<u>118</u>	<u>317,100</u>	<u>408,200</u>
<u>119</u>	<u>317,500</u>	<u>408,600</u>
<u>120</u>	<u>318,000</u>	<u>409,000</u>
<u>121</u>	<u>318,500</u>	<u>409,400</u>
<u>122</u>	<u>318,900</u>	<u>409,700</u>
<u>123</u>	<u>319,400</u>	<u>410,000</u>
<u>124</u>	<u>319,900</u>	<u>410,200</u>
<u>125</u>	<u>320,500</u>	<u>410,400</u>
<u>126</u>	<u>320,800</u>	<u>410,700</u>

<u>104</u>	<u>308,300</u>	<u>397,300</u>
<u>105</u>	<u>308,900</u>	<u>398,000</u>
<u>106</u>	<u>309,800</u>	<u>398,900</u>
<u>107</u>	<u>310,600</u>	<u>399,800</u>
<u>108</u>	<u>311,400</u>	<u>400,700</u>
<u>109</u>	<u>312,300</u>	<u>401,500</u>
<u>110</u>	<u>312,700</u>	<u>402,400</u>
<u>111</u>	<u>313,100</u>	<u>403,200</u>
<u>112</u>	<u>313,600</u>	<u>404,000</u>
<u>113</u>	<u>314,200</u>	<u>404,600</u>
<u>114</u>	<u>314,600</u>	<u>405,300</u>
<u>115</u>	<u>315,100</u>	<u>406,000</u>
<u>116</u>	<u>315,600</u>	<u>406,700</u>
<u>117</u>	<u>316,200</u>	<u>407,300</u>
<u>118</u>	<u>316,700</u>	<u>407,800</u>
<u>119</u>	<u>317,100</u>	<u>408,200</u>
<u>120</u>	<u>317,600</u>	<u>408,600</u>
<u>121</u>	<u>318,100</u>	<u>409,000</u>
<u>122</u>	<u>318,500</u>	<u>409,300</u>
<u>123</u>	<u>319,000</u>	<u>409,600</u>
<u>124</u>	<u>319,500</u>	<u>409,800</u>
<u>125</u>	<u>320,100</u>	<u>410,000</u>
<u>126</u>	<u>320,400</u>	<u>410,300</u>

<u>127</u>	<u>321,100</u>	<u>411,000</u>
<u>128</u>	<u>321,400</u>	<u>411,200</u>
<u>129</u>	<u>321,600</u>	<u>411,400</u>
<u>130</u>	<u>321,900</u>	<u>411,700</u>
<u>131</u>	<u>322,200</u>	<u>412,000</u>
<u>132</u>	<u>322,500</u>	<u>412,200</u>
<u>133</u>	<u>322,700</u>	<u>412,400</u>
<u>134</u>	<u>322,900</u>	<u>412,700</u>
<u>135</u>	<u>323,100</u>	<u>413,000</u>
<u>136</u>	<u>323,400</u>	<u>413,200</u>
<u>137</u>	<u>323,700</u>	<u>413,400</u>
<u>138</u>	<u>323,900</u>	<u>413,700</u>
<u>139</u>	<u>324,200</u>	<u>414,000</u>
<u>140</u>	<u>324,500</u>	<u>414,200</u>
<u>141</u>	<u>324,700</u>	<u>414,400</u>
<u>142</u>	<u>324,900</u>	<u>414,700</u>
<u>143</u>	<u>325,200</u>	<u>415,000</u>
<u>144</u>	<u>325,400</u>	<u>415,200</u>
<u>145</u>	<u>325,700</u>	<u>415,400</u>
<u>146</u>	<u>325,900</u>	<u>415,700</u>
<u>147</u>	<u>326,200</u>	<u>416,000</u>
<u>148</u>	<u>326,500</u>	<u>416,200</u>
<u>149</u>	<u>326,700</u>	<u>416,400</u>

<u>127</u>	<u>320,700</u>	<u>410,600</u>
<u>128</u>	<u>321,000</u>	<u>410,800</u>
<u>129</u>	<u>321,200</u>	<u>411,000</u>
<u>130</u>	<u>321,500</u>	<u>411,300</u>
<u>131</u>	<u>321,800</u>	<u>411,600</u>
<u>132</u>	<u>322,100</u>	<u>411,800</u>
<u>133</u>	<u>322,300</u>	<u>412,000</u>
<u>134</u>	<u>322,500</u>	<u>412,300</u>
<u>135</u>	<u>322,700</u>	<u>412,600</u>
<u>136</u>	<u>323,000</u>	<u>412,800</u>
<u>137</u>	<u>323,300</u>	<u>413,000</u>
<u>138</u>	<u>323,500</u>	<u>413,300</u>
<u>139</u>	<u>323,800</u>	<u>413,600</u>
<u>140</u>	<u>324,100</u>	<u>413,800</u>
<u>141</u>	<u>324,300</u>	<u>414,000</u>
<u>142</u>	<u>324,500</u>	<u>414,300</u>
<u>143</u>	<u>324,800</u>	<u>414,600</u>
<u>144</u>	<u>325,000</u>	<u>414,800</u>
<u>145</u>	<u>325,300</u>	<u>415,000</u>
<u>146</u>	<u>325,500</u>	<u>415,300</u>
<u>147</u>	<u>325,800</u>	<u>415,600</u>
<u>148</u>	<u>326,100</u>	<u>415,800</u>
<u>149</u>	<u>326,300</u>	<u>416,000</u>

	<u>150</u>	<u>326,900</u>			
	<u>151</u>	<u>327,200</u>			
	<u>152</u>	<u>327,500</u>			
	<u>153</u>	<u>327,700</u>			
再任用職員		<u>233,200</u>	<u>273,500</u>	<u>330,300</u>	<u>414,400</u>

備考

- 1 この表は、高等学校又は中等教育学校後期課程に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の俸給月額は、この表の額に7,700円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

教育職俸給表(2)

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額

	<u>150</u>	<u>326,500</u>			
	<u>151</u>	<u>326,800</u>			
	<u>152</u>	<u>327,100</u>			
	<u>153</u>	<u>327,300</u>			
再任用職員		<u>232,800</u>	<u>273,100</u>	<u>329,900</u>	<u>414,000</u>

備考

- 1 この表は、高等学校又は中等教育学校後期課程に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の俸給月額は、この表の額に7,700円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

教育職俸給表(2)

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円
	<u>1</u>	<u>155,200</u>	<u>171,100</u>	<u>289,000</u>	<u>405,900</u>
<u>2</u>	<u>156,700</u>	<u>173,200</u>	<u>291,600</u>	<u>407,400</u>	
<u>3</u>	<u>158,200</u>	<u>175,300</u>	<u>294,500</u>	<u>408,900</u>	
<u>4</u>	<u>159,700</u>	<u>177,500</u>	<u>297,000</u>	<u>410,400</u>	
<u>5</u>	<u>161,400</u>	<u>179,500</u>	<u>299,500</u>	<u>411,800</u>	
<u>6</u>	<u>163,300</u>	<u>181,700</u>	<u>301,900</u>	<u>413,200</u>	
<u>7</u>	<u>165,100</u>	<u>183,900</u>	<u>304,200</u>	<u>414,700</u>	
<u>8</u>	<u>166,900</u>	<u>186,100</u>	<u>306,600</u>	<u>416,300</u>	
<u>9</u>	<u>168,700</u>	<u>188,400</u>	<u>309,000</u>	<u>417,700</u>	
<u>10</u>	<u>170,800</u>	<u>191,200</u>	<u>311,600</u>	<u>419,100</u>	
<u>11</u>	<u>172,800</u>	<u>193,900</u>	<u>314,300</u>	<u>420,500</u>	
<u>12</u>	<u>174,800</u>	<u>196,600</u>	<u>317,200</u>	<u>421,800</u>	
<u>13</u>	<u>176,800</u>	<u>199,500</u>	<u>319,700</u>	<u>423,100</u>	
<u>14</u>	<u>179,000</u>	<u>201,200</u>	<u>321,700</u>	<u>424,500</u>	
<u>15</u>	<u>181,200</u>	<u>202,900</u>	<u>323,700</u>	<u>425,900</u>	
<u>16</u>	<u>183,400</u>	<u>204,600</u>	<u>326,000</u>	<u>427,300</u>	
<u>17</u>	<u>185,700</u>	<u>206,400</u>	<u>328,200</u>	<u>428,500</u>	
<u>18</u>	<u>188,300</u>	<u>208,100</u>	<u>330,400</u>	<u>429,800</u>	
<u>19</u>	<u>190,800</u>	<u>209,800</u>	<u>332,700</u>	<u>431,000</u>	
<u>20</u>	<u>193,300</u>	<u>211,400</u>	<u>334,800</u>	<u>432,300</u>	
<u>21</u>	<u>195,800</u>	<u>213,200</u>	<u>337,100</u>	<u>433,400</u>	
<u>22</u>	<u>197,500</u>	<u>215,100</u>	<u>339,300</u>	<u>434,600</u>	

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円
	<u>1</u>	<u>153,600</u>	<u>169,500</u>	<u>287,300</u>	<u>405,500</u>
<u>2</u>	<u>155,100</u>	<u>171,600</u>	<u>289,900</u>	<u>407,000</u>	
<u>3</u>	<u>156,600</u>	<u>173,700</u>	<u>292,800</u>	<u>408,500</u>	
<u>4</u>	<u>158,100</u>	<u>175,900</u>	<u>295,400</u>	<u>410,000</u>	
<u>5</u>	<u>159,800</u>	<u>177,900</u>	<u>297,900</u>	<u>411,400</u>	
<u>6</u>	<u>161,700</u>	<u>180,100</u>	<u>300,300</u>	<u>412,800</u>	
<u>7</u>	<u>163,500</u>	<u>182,300</u>	<u>302,700</u>	<u>414,300</u>	
<u>8</u>	<u>165,300</u>	<u>184,500</u>	<u>305,100</u>	<u>415,900</u>	
<u>9</u>	<u>167,100</u>	<u>186,800</u>	<u>307,600</u>	<u>417,300</u>	
<u>10</u>	<u>169,200</u>	<u>189,600</u>	<u>310,300</u>	<u>418,700</u>	
<u>11</u>	<u>171,200</u>	<u>192,300</u>	<u>313,000</u>	<u>420,100</u>	
<u>12</u>	<u>173,200</u>	<u>195,000</u>	<u>315,900</u>	<u>421,400</u>	
<u>13</u>	<u>175,200</u>	<u>197,900</u>	<u>318,500</u>	<u>422,700</u>	
<u>14</u>	<u>177,400</u>	<u>199,600</u>	<u>320,500</u>	<u>424,100</u>	
<u>15</u>	<u>179,600</u>	<u>201,200</u>	<u>322,600</u>	<u>425,500</u>	
<u>16</u>	<u>181,800</u>	<u>202,900</u>	<u>324,900</u>	<u>426,900</u>	
<u>17</u>	<u>184,100</u>	<u>204,700</u>	<u>327,200</u>	<u>428,100</u>	
<u>18</u>	<u>186,700</u>	<u>206,400</u>	<u>329,400</u>	<u>429,400</u>	
<u>19</u>	<u>189,200</u>	<u>208,100</u>	<u>331,700</u>	<u>430,600</u>	
<u>20</u>	<u>191,700</u>	<u>209,700</u>	<u>333,900</u>	<u>431,900</u>	
<u>21</u>	<u>194,200</u>	<u>211,500</u>	<u>336,200</u>	<u>433,000</u>	
<u>22</u>	<u>195,900</u>	<u>213,400</u>	<u>338,400</u>	<u>434,200</u>	

<u>23</u>	<u>199,200</u>	<u>217,000</u>	<u>341,600</u>	<u>435,900</u>
<u>24</u>	<u>200,900</u>	<u>218,900</u>	<u>343,900</u>	<u>437,200</u>
<u>25</u>	<u>202,400</u>	<u>220,600</u>	<u>345,800</u>	<u>438,500</u>
<u>26</u>	<u>204,000</u>	<u>222,600</u>	<u>347,600</u>	<u>439,700</u>
<u>27</u>	<u>205,600</u>	<u>224,600</u>	<u>349,500</u>	<u>440,700</u>
<u>28</u>	<u>207,100</u>	<u>226,600</u>	<u>351,400</u>	<u>441,800</u>
<u>29</u>	<u>208,800</u>	<u>228,500</u>	<u>353,200</u>	<u>443,000</u>
<u>30</u>	<u>210,500</u>	<u>231,200</u>	<u>355,000</u>	<u>443,800</u>
<u>31</u>	<u>212,200</u>	<u>233,900</u>	<u>356,700</u>	<u>444,600</u>
<u>32</u>	<u>213,900</u>	<u>236,600</u>	<u>358,600</u>	<u>445,500</u>
<u>33</u>	<u>215,400</u>	<u>239,200</u>	<u>360,200</u>	<u>446,400</u>
<u>34</u>	<u>217,100</u>	<u>242,000</u>	<u>361,900</u>	<u>446,900</u>
<u>35</u>	<u>218,800</u>	<u>244,600</u>	<u>363,600</u>	<u>447,400</u>
<u>36</u>	<u>220,500</u>	<u>247,300</u>	<u>365,400</u>	<u>447,900</u>
<u>37</u>	<u>222,000</u>	<u>249,800</u>	<u>367,300</u>	<u>448,400</u>
<u>38</u>	<u>223,700</u>	<u>252,300</u>	<u>368,800</u>	
<u>39</u>	<u>225,400</u>	<u>254,800</u>	<u>370,300</u>	
<u>40</u>	<u>227,100</u>	<u>257,100</u>	<u>371,900</u>	
<u>41</u>	<u>228,700</u>	<u>259,800</u>	<u>373,100</u>	
<u>42</u>	<u>230,400</u>	<u>262,200</u>	<u>374,500</u>	
<u>43</u>	<u>232,000</u>	<u>264,400</u>	<u>375,900</u>	
<u>44</u>	<u>233,600</u>	<u>266,600</u>	<u>377,400</u>	
<u>45</u>	<u>235,300</u>	<u>268,800</u>	<u>378,900</u>	

<u>23</u>	<u>197,600</u>	<u>215,300</u>	<u>340,700</u>	<u>435,500</u>
<u>24</u>	<u>199,300</u>	<u>217,200</u>	<u>343,000</u>	<u>436,800</u>
<u>25</u>	<u>200,800</u>	<u>218,900</u>	<u>345,000</u>	<u>438,100</u>
<u>26</u>	<u>202,400</u>	<u>220,900</u>	<u>346,800</u>	<u>439,300</u>
<u>27</u>	<u>204,000</u>	<u>222,900</u>	<u>348,700</u>	<u>440,300</u>
<u>28</u>	<u>205,500</u>	<u>224,900</u>	<u>350,600</u>	<u>441,400</u>
<u>29</u>	<u>207,200</u>	<u>226,800</u>	<u>352,500</u>	<u>442,600</u>
<u>30</u>	<u>208,900</u>	<u>229,500</u>	<u>354,300</u>	<u>443,400</u>
<u>31</u>	<u>210,600</u>	<u>232,200</u>	<u>356,000</u>	<u>444,200</u>
<u>32</u>	<u>212,300</u>	<u>234,900</u>	<u>357,900</u>	<u>445,100</u>
<u>33</u>	<u>213,800</u>	<u>237,500</u>	<u>359,600</u>	<u>446,000</u>
<u>34</u>	<u>215,500</u>	<u>240,300</u>	<u>361,300</u>	<u>446,500</u>
<u>35</u>	<u>217,200</u>	<u>242,900</u>	<u>363,000</u>	<u>447,000</u>
<u>36</u>	<u>218,900</u>	<u>245,600</u>	<u>364,800</u>	<u>447,500</u>
<u>37</u>	<u>220,400</u>	<u>248,100</u>	<u>366,700</u>	<u>448,000</u>
<u>38</u>	<u>222,100</u>	<u>250,600</u>	<u>368,200</u>	
<u>39</u>	<u>223,800</u>	<u>253,100</u>	<u>369,800</u>	
<u>40</u>	<u>225,500</u>	<u>255,500</u>	<u>371,400</u>	
<u>41</u>	<u>227,100</u>	<u>258,200</u>	<u>372,700</u>	
<u>42</u>	<u>228,800</u>	<u>260,600</u>	<u>374,100</u>	
<u>43</u>	<u>230,400</u>	<u>262,800</u>	<u>375,500</u>	
<u>44</u>	<u>232,000</u>	<u>265,000</u>	<u>377,000</u>	
<u>45</u>	<u>233,700</u>	<u>267,200</u>	<u>378,500</u>	

<u>46</u>	<u>236,800</u>	<u>271,000</u>	<u>380,500</u>
<u>47</u>	<u>238,200</u>	<u>273,200</u>	<u>382,100</u>
<u>48</u>	<u>239,600</u>	<u>275,200</u>	<u>383,600</u>
<u>49</u>	<u>241,000</u>	<u>277,500</u>	<u>385,000</u>
<u>50</u>	<u>242,400</u>	<u>279,500</u>	<u>386,500</u>
<u>51</u>	<u>243,900</u>	<u>281,400</u>	<u>388,000</u>
<u>52</u>	<u>245,100</u>	<u>283,400</u>	<u>389,400</u>
<u>53</u>	<u>246,200</u>	<u>285,200</u>	<u>390,600</u>
<u>54</u>	<u>247,600</u>	<u>287,600</u>	<u>391,900</u>
<u>55</u>	<u>248,800</u>	<u>289,900</u>	<u>393,000</u>
<u>56</u>	<u>250,000</u>	<u>292,400</u>	<u>394,100</u>
<u>57</u>	<u>251,200</u>	<u>294,500</u>	<u>395,500</u>
<u>58</u>	<u>252,400</u>	<u>297,000</u>	<u>396,700</u>
<u>59</u>	<u>253,500</u>	<u>299,300</u>	<u>397,900</u>
<u>60</u>	<u>254,700</u>	<u>302,000</u>	<u>399,200</u>
<u>61</u>	<u>256,100</u>	<u>304,400</u>	<u>400,400</u>
<u>62</u>	<u>257,300</u>	<u>306,800</u>	<u>401,400</u>
<u>63</u>	<u>258,500</u>	<u>309,300</u>	<u>402,800</u>
<u>64</u>	<u>259,400</u>	<u>311,600</u>	<u>404,100</u>
<u>65</u>	<u>260,400</u>	<u>313,900</u>	<u>405,300</u>
<u>66</u>	<u>261,800</u>	<u>316,100</u>	<u>406,400</u>
<u>67</u>	<u>263,200</u>	<u>318,200</u>	<u>407,600</u>
<u>68</u>	<u>264,700</u>	<u>320,400</u>	<u>408,700</u>

<u>46</u>	<u>235,200</u>	<u>269,400</u>	<u>380,100</u>
<u>47</u>	<u>236,600</u>	<u>271,600</u>	<u>381,700</u>
<u>48</u>	<u>238,000</u>	<u>273,700</u>	<u>383,200</u>
<u>49</u>	<u>239,400</u>	<u>276,000</u>	<u>384,600</u>
<u>50</u>	<u>240,800</u>	<u>278,000</u>	<u>386,100</u>
<u>51</u>	<u>242,300</u>	<u>280,000</u>	<u>387,600</u>
<u>52</u>	<u>243,500</u>	<u>282,000</u>	<u>389,000</u>
<u>53</u>	<u>244,700</u>	<u>283,900</u>	<u>390,200</u>
<u>54</u>	<u>246,100</u>	<u>286,400</u>	<u>391,500</u>
<u>55</u>	<u>247,400</u>	<u>288,700</u>	<u>392,600</u>
<u>56</u>	<u>248,600</u>	<u>291,200</u>	<u>393,700</u>
<u>57</u>	<u>249,900</u>	<u>293,400</u>	<u>395,100</u>
<u>58</u>	<u>251,100</u>	<u>295,900</u>	<u>396,300</u>
<u>59</u>	<u>252,200</u>	<u>298,300</u>	<u>397,500</u>
<u>60</u>	<u>253,400</u>	<u>301,000</u>	<u>398,800</u>
<u>61</u>	<u>254,800</u>	<u>303,400</u>	<u>400,000</u>
<u>62</u>	<u>256,100</u>	<u>305,800</u>	<u>401,000</u>
<u>63</u>	<u>257,300</u>	<u>308,300</u>	<u>402,400</u>
<u>64</u>	<u>258,300</u>	<u>310,700</u>	<u>403,700</u>
<u>65</u>	<u>259,300</u>	<u>313,100</u>	<u>404,900</u>
<u>66</u>	<u>260,700</u>	<u>315,300</u>	<u>406,000</u>
<u>67</u>	<u>262,200</u>	<u>317,400</u>	<u>407,200</u>
<u>68</u>	<u>263,700</u>	<u>319,600</u>	<u>408,300</u>

<u>69</u>	<u>266,300</u>	<u>322,600</u>	<u>409,700</u>
<u>70</u>	<u>267,800</u>	<u>324,700</u>	<u>410,900</u>
<u>71</u>	<u>269,300</u>	<u>326,900</u>	<u>412,100</u>
<u>72</u>	<u>270,700</u>	<u>328,900</u>	<u>413,300</u>
<u>73</u>	<u>271,800</u>	<u>331,000</u>	<u>413,900</u>
<u>74</u>	<u>273,000</u>	<u>333,100</u>	<u>414,700</u>
<u>75</u>	<u>274,300</u>	<u>335,300</u>	<u>415,400</u>
<u>76</u>	<u>275,500</u>	<u>337,500</u>	<u>415,900</u>
<u>77</u>	<u>276,900</u>	<u>339,300</u>	<u>416,200</u>
<u>78</u>	<u>278,000</u>	<u>341,200</u>	<u>416,600</u>
<u>79</u>	<u>279,200</u>	<u>343,100</u>	<u>417,000</u>
<u>80</u>	<u>280,400</u>	<u>344,900</u>	<u>417,400</u>
<u>81</u>	<u>281,600</u>	<u>346,700</u>	<u>417,700</u>
<u>82</u>	<u>282,500</u>	<u>348,500</u>	<u>418,100</u>
<u>83</u>	<u>283,700</u>	<u>350,100</u>	<u>418,500</u>
<u>84</u>	<u>284,900</u>	<u>351,900</u>	<u>418,800</u>
<u>85</u>	<u>285,900</u>	<u>353,200</u>	<u>419,100</u>
<u>86</u>	<u>286,800</u>	<u>354,800</u>	<u>419,500</u>
<u>87</u>	<u>287,700</u>	<u>356,300</u>	<u>419,900</u>
<u>88</u>	<u>288,700</u>	<u>357,800</u>	<u>420,200</u>
<u>89</u>	<u>289,800</u>	<u>359,200</u>	<u>420,500</u>
<u>90</u>	<u>290,700</u>	<u>360,500</u>	<u>420,800</u>
<u>91</u>	<u>291,600</u>	<u>361,900</u>	<u>421,100</u>

<u>69</u>	<u>265,300</u>	<u>321,900</u>	<u>409,300</u>
<u>70</u>	<u>266,800</u>	<u>324,000</u>	<u>410,500</u>
<u>71</u>	<u>268,300</u>	<u>326,200</u>	<u>411,700</u>
<u>72</u>	<u>269,800</u>	<u>328,200</u>	<u>412,900</u>
<u>73</u>	<u>271,000</u>	<u>330,400</u>	<u>413,500</u>
<u>74</u>	<u>272,200</u>	<u>332,500</u>	<u>414,300</u>
<u>75</u>	<u>273,500</u>	<u>334,700</u>	<u>415,000</u>
<u>76</u>	<u>274,800</u>	<u>336,900</u>	<u>415,500</u>
<u>77</u>	<u>276,200</u>	<u>338,700</u>	<u>415,800</u>
<u>78</u>	<u>277,300</u>	<u>340,600</u>	<u>416,200</u>
<u>79</u>	<u>278,500</u>	<u>342,500</u>	<u>416,600</u>
<u>80</u>	<u>279,700</u>	<u>344,300</u>	<u>417,000</u>
<u>81</u>	<u>281,000</u>	<u>346,100</u>	<u>417,300</u>
<u>82</u>	<u>281,900</u>	<u>347,900</u>	<u>417,700</u>
<u>83</u>	<u>283,100</u>	<u>349,600</u>	<u>418,100</u>
<u>84</u>	<u>284,300</u>	<u>351,400</u>	<u>418,400</u>
<u>85</u>	<u>285,300</u>	<u>352,800</u>	<u>418,700</u>
<u>86</u>	<u>286,200</u>	<u>354,400</u>	<u>419,100</u>
<u>87</u>	<u>287,200</u>	<u>355,900</u>	<u>419,500</u>
<u>88</u>	<u>288,200</u>	<u>357,400</u>	<u>419,800</u>
<u>89</u>	<u>289,300</u>	<u>358,800</u>	<u>420,100</u>
<u>90</u>	<u>290,200</u>	<u>360,100</u>	<u>420,400</u>
<u>91</u>	<u>291,100</u>	<u>361,500</u>	<u>420,700</u>

<u>92</u>	<u>292,500</u>	<u>363,300</u>	<u>421,300</u>
<u>93</u>	<u>292,900</u>	<u>364,800</u>	<u>421,500</u>
<u>94</u>	<u>293,600</u>	<u>366,100</u>	
<u>95</u>	<u>294,300</u>	<u>367,400</u>	
<u>96</u>	<u>295,100</u>	<u>368,600</u>	
<u>97</u>	<u>295,900</u>	<u>369,600</u>	
<u>98</u>	<u>296,700</u>	<u>370,600</u>	
<u>99</u>	<u>297,500</u>	<u>371,600</u>	
<u>100</u>	<u>298,200</u>	<u>372,600</u>	
<u>101</u>	<u>299,100</u>	<u>373,500</u>	
<u>102</u>	<u>299,600</u>	<u>374,500</u>	
<u>103</u>	<u>300,100</u>	<u>375,500</u>	
<u>104</u>	<u>300,600</u>	<u>376,500</u>	
<u>105</u>	<u>300,800</u>	<u>377,300</u>	
<u>106</u>	<u>301,200</u>	<u>378,200</u>	
<u>107</u>	<u>301,500</u>	<u>379,100</u>	
<u>108</u>	<u>301,700</u>	<u>380,100</u>	
<u>109</u>	<u>301,900</u>	<u>380,900</u>	
<u>110</u>	<u>302,100</u>	<u>381,900</u>	
<u>111</u>	<u>302,400</u>	<u>382,900</u>	
<u>112</u>	<u>302,700</u>	<u>383,900</u>	
<u>113</u>	<u>302,900</u>	<u>384,500</u>	
<u>114</u>	<u>303,100</u>	<u>385,400</u>	

<u>92</u>	<u>292,000</u>	<u>362,900</u>	<u>420,900</u>
<u>93</u>	<u>292,500</u>	<u>364,400</u>	<u>421,100</u>
<u>94</u>	<u>293,200</u>	<u>365,700</u>	
<u>95</u>	<u>293,900</u>	<u>367,000</u>	
<u>96</u>	<u>294,700</u>	<u>368,200</u>	
<u>97</u>	<u>295,500</u>	<u>369,200</u>	
<u>98</u>	<u>296,300</u>	<u>370,200</u>	
<u>99</u>	<u>297,100</u>	<u>371,200</u>	
<u>100</u>	<u>297,800</u>	<u>372,200</u>	
<u>101</u>	<u>298,700</u>	<u>373,100</u>	
<u>102</u>	<u>299,200</u>	<u>374,100</u>	
<u>103</u>	<u>299,700</u>	<u>375,100</u>	
<u>104</u>	<u>300,200</u>	<u>376,100</u>	
<u>105</u>	<u>300,400</u>	<u>376,900</u>	
<u>106</u>	<u>300,800</u>	<u>377,800</u>	
<u>107</u>	<u>301,100</u>	<u>378,700</u>	
<u>108</u>	<u>301,300</u>	<u>379,700</u>	
<u>109</u>	<u>301,500</u>	<u>380,500</u>	
<u>110</u>	<u>301,700</u>	<u>381,500</u>	
<u>111</u>	<u>302,000</u>	<u>382,500</u>	
<u>112</u>	<u>302,300</u>	<u>383,500</u>	
<u>113</u>	<u>302,500</u>	<u>384,100</u>	
<u>114</u>	<u>302,700</u>	<u>385,000</u>	

<u>115</u>	<u>303,300</u>	<u>386,300</u>
<u>116</u>	<u>303,600</u>	<u>387,200</u>
<u>117</u>	<u>303,900</u>	<u>388,000</u>
<u>118</u>	<u>304,200</u>	<u>388,700</u>
<u>119</u>	<u>304,500</u>	<u>389,500</u>
<u>120</u>	<u>304,800</u>	<u>390,300</u>
<u>121</u>	<u>304,900</u>	<u>390,900</u>
<u>122</u>	<u>305,100</u>	<u>391,700</u>
<u>123</u>	<u>305,400</u>	<u>392,400</u>
<u>124</u>	<u>305,700</u>	<u>393,100</u>
<u>125</u>	<u>305,900</u>	<u>393,700</u>
<u>126</u>		<u>394,400</u>
<u>127</u>		<u>394,900</u>
<u>128</u>		<u>395,500</u>
<u>129</u>		<u>396,200</u>
<u>130</u>		<u>396,800</u>
<u>131</u>		<u>397,300</u>
<u>132</u>		<u>397,800</u>
<u>133</u>		<u>398,100</u>
<u>134</u>		<u>398,400</u>
<u>135</u>		<u>398,700</u>
<u>136</u>		<u>399,000</u>
<u>137</u>		<u>399,300</u>

<u>115</u>	<u>302,900</u>	<u>385,900</u>
<u>116</u>	<u>303,200</u>	<u>386,800</u>
<u>117</u>	<u>303,500</u>	<u>387,600</u>
<u>118</u>	<u>303,800</u>	<u>388,300</u>
<u>119</u>	<u>304,100</u>	<u>389,100</u>
<u>120</u>	<u>304,400</u>	<u>389,900</u>
<u>121</u>	<u>304,500</u>	<u>390,500</u>
<u>122</u>	<u>304,700</u>	<u>391,300</u>
<u>123</u>	<u>305,000</u>	<u>392,000</u>
<u>124</u>	<u>305,300</u>	<u>392,700</u>
<u>125</u>	<u>305,500</u>	<u>393,300</u>
<u>126</u>		<u>394,000</u>
<u>127</u>		<u>394,500</u>
<u>128</u>		<u>395,100</u>
<u>129</u>		<u>395,800</u>
<u>130</u>		<u>396,400</u>
<u>131</u>		<u>396,900</u>
<u>132</u>		<u>397,400</u>
<u>133</u>		<u>397,700</u>
<u>134</u>		<u>398,000</u>
<u>135</u>		<u>398,300</u>
<u>136</u>		<u>398,600</u>
<u>137</u>		<u>398,900</u>

<u>138</u>	<u>399,600</u>
<u>139</u>	<u>399,900</u>
<u>140</u>	<u>400,200</u>
<u>141</u>	<u>400,500</u>
<u>142</u>	<u>400,800</u>
<u>143</u>	<u>401,100</u>
<u>144</u>	<u>401,400</u>
<u>145</u>	<u>401,600</u>
<u>146</u>	<u>401,900</u>
<u>147</u>	<u>402,200</u>
<u>148</u>	<u>402,400</u>
<u>149</u>	<u>402,600</u>
<u>150</u>	<u>402,900</u>
<u>151</u>	<u>403,200</u>
<u>152</u>	<u>403,400</u>
<u>153</u>	<u>403,600</u>
<u>154</u>	<u>403,900</u>
<u>155</u>	<u>404,200</u>
<u>156</u>	<u>404,400</u>
<u>157</u>	<u>404,600</u>
<u>158</u>	<u>404,900</u>
<u>159</u>	<u>405,200</u>
<u>160</u>	<u>405,400</u>

<u>138</u>	<u>399,200</u>
<u>139</u>	<u>399,500</u>
<u>140</u>	<u>399,800</u>
<u>141</u>	<u>400,100</u>
<u>142</u>	<u>400,400</u>
<u>143</u>	<u>400,700</u>
<u>144</u>	<u>401,000</u>
<u>145</u>	<u>401,200</u>
<u>146</u>	<u>401,500</u>
<u>147</u>	<u>401,800</u>
<u>148</u>	<u>402,000</u>
<u>149</u>	<u>402,200</u>
<u>150</u>	<u>402,500</u>
<u>151</u>	<u>402,800</u>
<u>152</u>	<u>403,000</u>
<u>153</u>	<u>403,200</u>
<u>154</u>	<u>403,500</u>
<u>155</u>	<u>403,800</u>
<u>156</u>	<u>404,000</u>
<u>157</u>	<u>404,200</u>
<u>158</u>	<u>404,500</u>
<u>159</u>	<u>404,800</u>
<u>160</u>	<u>405,000</u>

	<u>161</u>		<u>405,600</u>		
再 任 用 職 員		<u>224,400</u>	<u>270,300</u>	<u>323,600</u>	<u>404,400</u>

備考

- 1 この表は、幼稚園に勤務する園長，教頭，教諭，養護教諭，助教諭，養護助教諭及び講師に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち，その職務の級が3級である職員の俸給月額は，この表の額に7,500円（人事委員会規則で定める場合にあつては，別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

	<u>161</u>		<u>405,200</u>		
再 任 用 職 員		<u>224,000</u>	<u>269,900</u>	<u>323,200</u>	<u>404,000</u>

備考

- 1 この表は、幼稚園に勤務する園長，教頭，教諭，養護教諭，助教諭，養護助教諭及び講師に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち，その職務の級が3級である職員の俸給月額は，この表の額に7,500円（人事委員会規則で定める場合にあつては，別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例(昭和34年条例第17号)新旧対照表(第2条関係)

改正後(案)	現行	備考
<p data-bbox="250 312 551 341"><u>新潟市教育職員給与条例</u></p> <p data-bbox="241 464 318 493">(趣旨)</p> <p data-bbox="199 515 1081 592">第1条 この条例は、<u>教育職員の給与</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="241 719 318 748">(定義)</p> <p data-bbox="199 770 1081 1102">第2条 この条例において「<u>教育職員</u>」とは、<u>市が設置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する常勤の職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)</u>第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)であつて、校長、園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、<u>助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭</u>、講師及び実習助手をいう。</p> <p data-bbox="241 1125 318 1153">(俸給)</p> <p data-bbox="199 1176 1081 1348">第3条 俸給は、<u>正規の勤務時間(新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成28年新潟市条例第 号。以下「教育職員勤務時間条例」という。)</u>第3条の規定で準用する新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年新潟市条例第2号。以下「<u>勤務時間条例</u>」とい</p>	<p data-bbox="1182 312 1850 341"><u>新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例</u></p> <p data-bbox="1151 464 1227 493">(趣旨)</p> <p data-bbox="1108 515 1928 697">第1条 この条例は、<u>市立高等学校(以下「高等学校」という。)</u>、<u>市立中等教育学校の後期課程(以下「中等教育学校後期課程」という。)</u>及び<u>市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)</u>の職員の給与、<u>勤務時間、休日及び休暇</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1151 719 1227 748">(定義)</p> <p data-bbox="1108 770 1928 1051">第2条 この条例において「<u>職員</u>」とは、<u>高等学校、中等教育学校後期課程又は幼稚園に勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)</u>第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下同じ。)及び実習助手をいう。</p> <p data-bbox="1151 1125 1227 1153">(俸給)</p> <p data-bbox="1108 1176 1928 1348">第3条 俸給は、<u>高等学校又は中等教育学校後期課程の職員にあつては第18条第1項の規定によりその例によることとされる新潟県の教育職員に係る正規の勤務時間、幼稚園の職員にあつては同条第2項の規定によりその例によることとされる同項に規定する一般職</u></p>	<p data-bbox="1951 312 2080 389">題名の改正</p>

う。) 第2条から第5条までに規定する勤務時間をいう。)による勤務に対する報酬であって、この条例に定める初任給調整手当、扶養手当、通勤手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、定時制教育手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を除いたものとする。

(俸給表)

第4条 俸給表は、別表第1に定める教育職俸給表(1)及び教育職俸給表(2)のとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

2 教育職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第2に定める級別基準職務表(以下この条において「級別基準職務表」という。)に定めるとおりとする。

3 教育職員の職務の級は、級別基準職務表で定める基準に従い決定する。

(初任給及び職務の級の移動)

第5条 教育職員の初任給及び職務の級の移動については、新潟市給与条例(昭和32年条例第60号。以下「給与条例」という。)第5条の規定を準用する。

の職員に係る正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、この条例に定める扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、定時制教育手当、退職手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を除いたものとする。

(俸給表)

第4条 俸給表は、別表第1に定める教育職俸給表(1)及び教育職俸給表(2)のとおりとする。

2 職員の職務は、別表第2に定める級別基準職務表(以下この条において「級別基準職務表」という。)に定めるとおりとし、これを俸給表に定める職務の級に分類する。

3 職員の職務の級は、級別基準職務表で定める基準に従い決定する。

(格付及び俸給の支給)

第5条 教育委員会は、すべての職員の職を、前条第2項に規定する級の何れかに格付し、同条第1項の俸給表により職員の職務の級及び号俸を決定し俸給を支給しなければならない。

2 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の俸給月額は、前項の規定にかかわらず、その者に適用される俸給表の再任用職員の欄に掲

(昇給)

第6条 教育職員の昇給については、給与条例第6条の規定を準用する。

(再任用職員の俸給月額)

第7条 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の俸給月額は、その者に適用される俸給表の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 再任用短時間勤務職員の俸給月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による俸給月額に、教育職員勤務時間条例第3条の規定で準用する勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。

(俸給の支給)

げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

3 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の俸給月額は、前2項の規定にかかわらず、前項の規定による俸給月額に、高等学校又は中等教育学校後期課程の職員にあつては第18条第1項の規定により新潟県の教育職員の例によつて定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を、幼稚園の職員にあつては同条第2項の規定により同項に規定する一般職の職員の例によつて定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。

(初任給、昇格及び昇給)

第6条 新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者の号俸は、人事委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。

2～8 (略)

第7条 削除

(恩給を受給しながら常勤する職員の給与)

第8条 教育職員の俸給の支給については、給与条例第7条から第9条までの規定を準用する。この場合において、給与条例第9条中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「新潟市教育職員勤務時間条例（平成28年新潟市条例第 号）第3条の規定により読み替えられた勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」と読み替えるものとする。

（俸給の調整）

第9条 教育職員の俸給の調整については、給与条例第10条の規定を準用する。

（諸手当）

第10条 教育職員には、この条例の定めるところにより、初任給調整手当、扶養手当、通勤手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、定時制教育手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給する。

（初任給調整手当）

第11条 特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるものに新たに採用された教育職員には、月額2,500円を超えない範囲内の額を採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその

第8条 恩給を受給しながら、常時勤務する職員の初任給及び昇給等の基準については、この条例の規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して教育委員会が別に定める。

（諸手当）

第9条 職員には、この条例の定めるところにより、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、定時制教育手当、退職手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給する。

（地域手当）

第9条の2 （略）

（初任給調整手当）

第10条 特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額2,500円を超えない範囲内の額を採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経

新設

額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する教育職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される教育職員との均衡上必要があると認められる教育職員には、同項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される教育職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は人事委員会規則で定める。

(扶養手当)

第12条 教育職員の扶養手当については、給与条例第13条及び第14条の規定を準用する。

(通勤手当)

第13条 教育職員の通勤手当については、給与条例第14条の2の規定を準用する。

(地域手当)

第14条 教育職員の地域手当については、給与条例第14条の3及び第14条の3の3の規定を準用する。この場合において第14条の3の3中「前2条」とあるのは「新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号）第14条において準用する第14条の3」と読み替えるものとする。

(住居手当)

第15条 教育職員の住居手当については、給与条例第14条の4の規定を準用する。この場合において、同条第1項第2号中「次条第1項又は第3項」とあるのは、「新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号）第16条において準用する次条第1項又は第3項」と読み替

過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は人事委員会規則で定める。

新設

<p><u>えるものとする。</u> <u>(単身赴任手当)</u> 第16条 教育職員の単身赴任手当については、給与条例第14条の5の規定を準用する。 <u>(特殊勤務手当)</u> 第17条 特殊勤務手当は、教育職員が特殊の勤務に従事し、その勤務に対する給与について特別の考慮を必要とする場合に支給する。 2 (略)</p>	<p>(特殊勤務手当) 第11条 特殊勤務手当は、職員が特殊の勤務に従事し、その勤務に対する給与について特別の考慮を必要とする場合に支給する。 2 (略)</p>	<p>新設</p>
<p><u>(宿日直手当)</u> 第18条 教育職員の宿日直手当については、給与条例第18条第1項及び第2項の規定を準用する。 <u>(管理職手当)</u> 第19条 教育職員の管理職手当については、給与条例第21条第1項及び第2項の規定を準用する。 <u>(管理職員特別勤務手当)</u> 第20条 教育職員の管理職員特別勤務手当については、給与条例第21条の2の規定を準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「前条第1項」とあるのは、「新潟市教育職員給与条例(昭和34年新潟市条例第17号)第19条において準用する前条第1項」と読み替えるものとする。 <u>(期末手当)</u></p>		<p>新設</p>
<p>第21条 教育職員の期末手当については、給与条例第22条から第22条の3までの規定を準用する。 <u>(勤勉手当)</u></p>		<p>新設</p>

第22条 教育職員の勤勉手当については、給与条例第23条の規定を準用する。この場合において、同条第5項中「第22条第5項」とあるのは「新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号）第21条において準用する第22条第5項」と読み替えるものとする。

（義務教育等教員特別手当）

第23条 小学校，中学校，中等教育学校の前期課程又は特別支援学校に勤務する教育職員に対しては、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当は月額とし、その額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号俸（再任用職員にあつては、職務の級の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3 幼稚園，高等学校又は中等教育学校の後期課程に勤務する教育職員については、第1項に規定する教育職員との均衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し

（管理職手当）

第12条 （略）

（管理職員特別勤務手当）

第12条の2 （略）

（期末手当及び勤勉手当）

第12条の3 （略）

（義務教育等教員特別手当）

第13条 職員には、義務教育諸学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校，中学校，中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する教育職員との均衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当は月額とし、その額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号俸（再任用職員にあつては、職務の級の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3 前2項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に

必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(定時制教育手当)

第24条 定時制の課程を置く高等学校の教育職員で人事委員会が指定するものには、その職務の特殊性に基づき、定時制教育手当を支給する。

2 前項に規定する定時制教育手当は月額とし、当該教育職員の俸給月額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 定時制の課程（夜間において授業を行うものに限る。以下この号において同じ。）を置く高等学校の教育職員のうち次に掲げる者 100分の5（管理職手当を支給される者にあつては、100分の4）

ア 本務として当該高等学校の校長の職にある者

イ 本務として定時制の課程に関する校務を整理する教頭の職にある者

ウ 本務として定時制の課程に係る教育に従事する教育職員

(2) 定時制の課程を置く高等学校の教育職員（前号に掲げる者を除く。） 100分の3（管理職手当を支給される者にあつては、100分の2）

3 (略)

関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(定時制教育手当)

第14条 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和28年法律第238号）第5条の規定により定時制の課程を置く高等学校の職員で人事委員会が指定するものには、その職務の特殊性に基づき、定時制教育手当を支給する。

2 前項に規定する定時制教育手当は月額とし、当該職員の俸給月額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 定時制の課程（夜間において授業を行うものに限る。以下この号において同じ。）を置く高等学校の職員のうち次に掲げる者 100分の5（管理職手当を支給される者にあつては、100分の4）

ア 本務として当該高等学校の校長の職にある者

イ 本務として定時制の課程に関する校務を整理する教頭の職にある者

ウ 本務として定時制の課程に係る教育に従事する職員

(2) 定時制の課程を置く高等学校の職員（前号に掲げる者を除く。） 100分の3（管理職手当を支給される者にあつては、100分の2）

3 (略)

第15条 削除

(退職手当)

第15条の2 (略)

(休職者の給与)

<p><u>(災害派遣手当)</u></p> <p><u>第25条 教育職員の災害派遣手当については、給与条例第24条の2の規定を準用する。</u></p> <p><u>(武力攻撃災害等派遣手当)</u></p> <p><u>第26条 教育職員の武力攻撃災害等派遣手当については、給与条例第24条の3の規定を準用する。</u></p> <p><u>(新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当)</u></p> <p><u>第27条 教育職員の新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当については、給与条例第24条の4の規定を準用する。</u></p> <p><u>(勤務時間1時間当たりの給与額)</u></p> <p><u>第28条 教育職員の勤務時間1時間当たりの給与額については、給与条例第20条の規定を準用する。</u></p> <p><u>(再任用職員についての適用除外)</u></p> <p><u>第29条 第11条、第12条及び第15条の規定は、再任用職員には適用しない。</u></p> <p><u>(給与の口座振替)</u></p> <p><u>第30条 給与は、教育職員の申出により、その全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。</u></p> <p><u>(給与からの控除)</u></p>	<p><u>第16条 (略)</u></p> <p><u>(その他の給与の額及び支給方法)</u></p> <p><u>第17条 (略)</u></p> <p><u>(勤務時間、休日及び休暇)</u></p> <p><u>第18条 (略)</u></p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>新設</p> <p></p> <p>新設</p> <p></p> <p>新設</p> <p></p> <p>新設</p>
---	---	---

第31条 教育職員に給与を支給する際、市長は、当該給与から、次の各号に掲げるものを控除することができる。

- (1) 一般財団法人新潟県教職員互助会の掛金、貸付返済金及び当該団体が取り扱う保険の保険料
 - (2) 団体取扱契約に係る生命保険料及び火災保険料
 - (3) 登録された職員団体が会員になっている金融機関の預金、定期積金及び貸付金の返済金
 - (4) 登録された職員団体の組合費及び当該団体への納入金
 - (5) 新潟市職員生活協同組合の出資金及び物資購入代金等
 - (6) 教育職員の居住の用に供する宿舍の使用料及びその使用に必要な経費
- (給与の減額)

第32条 教育職員の給与の減額については、給与条例第27条の規定を準用する。この場合において、同条中「勤務時間条例第8条の4第1項に規定する代休時間又は休日等である場合、休暇（勤務時間条例第15条の規定による介護休暇及び勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けた場合並びに勤務時間条例第16条の規定による組合休暇の許可を受けた場合を除く。）」とあるのは「新潟市教育職員勤務時間条例（平成28年新潟市条例第 号）に規定する休日等である場合、休暇（同条例による介護休暇若しくは介護時間の承認を受けた場合又は同条例による組合休暇の許可を受けた場合を除く。）」と、「第20条」とあるのは「新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号）第28条において準用する第20条」と読み替えるものとする

(退職者の給与)

新設

新設

第33条 教育職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 教育職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満3年に達するまでは、これに給与の全額を支給する。

3 教育職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

4 教育職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 教育職員が休職にされたときは、その休職の期間中、前4項に定める給与を除く他のいかなる給与も支給しない。

6 第3項に規定する教育職員が、同項に規定する期間内で第21条において準用する給与条例第22条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第21条において準用する給与条例第22条第1項の規定により人事委員会規則で定める日に、同項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。

新設

<p><u>7 前項の規定の適用を受ける教育職員の期末手当の支給については、第21条において準用する給与条例第22条の2及び第22条の3の規定を準用する。この場合において、給与条例第22条の2中「前条第1項」とあるのは、「新潟市教育職員給与条例(昭和34年新潟市条例第17号)第33条第6項」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(専従休職者の給与)</u></p>		
<p><u>第34条 法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた教育職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。</u></p> <p><u>(臨時職員の給与)</u></p>		<p>新設</p>
<p><u>第35条 臨時職員の給与については、給与条例第30条の規定を準用する。この場合において同条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(高校割愛教育職員の給与)</u></p>		<p>新設</p>
<p><u>第36条 教育職員のうち、高等学校又は中等教育学校に勤務し、教育委員会が定める者の給与については、第3条から前条までの規定にかかわらず、新潟県の教育職員の例による。</u></p> <p><u>(委任)</u></p>		<p>新設</p>
<p><u>第37条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</u></p>	<p><u>(この条例の施行細目)</u></p> <p><u>第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>(通勤手当に関する特例)</u></p> <p><u>7 当分の間、第17条の規定にかかわらず、高等学校又は中等教育学校後期課程の職員の通勤手当の額及び支給方法については、新潟県の教育職員の例による。</u></p>	<p>削除</p>

別表第1（第4条関係）

教育職俸給表（1）

職員 の 区 分	職務 の 級 号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
		俸給月 額	俸給月 額	俸給月 額	俸給月 額	俸給月 額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	155,200	<u>199,500</u>	<u>260,000</u>	328,200	416,100
	2	156,700	<u>201,200</u>	<u>262,500</u>	330,400	417,900
	3	158,200	<u>202,900</u>	<u>264,800</u>	332,700	419,700
	4	159,700	<u>204,600</u>	<u>267,100</u>	334,800	421,400
	5	161,400	<u>206,400</u>	<u>269,700</u>	337,100	422,900
	6	163,300	<u>208,100</u>	<u>272,100</u>	339,300	424,400
	7	165,100	<u>209,800</u>	<u>274,300</u>	341,600	426,300
	8	166,900	<u>211,400</u>	<u>276,500</u>	343,900	428,200
	9	168,700	<u>213,200</u>	<u>278,800</u>	345,800	430,000
	10	170,800	<u>215,100</u>	<u>281,100</u>	347,900	431,800
	11	172,800	<u>217,000</u>	<u>283,500</u>	350,100	433,700
	12	174,800	<u>218,900</u>	<u>285,700</u>	352,200	435,500
	13	176,800	<u>220,600</u>	<u>288,100</u>	354,300	437,200
	14	179,000	<u>222,600</u>	<u>290,200</u>	356,300	439,100
15	181,200	<u>224,600</u>	<u>292,100</u>	358,300	440,900	

別表第1（第4条関係）

教育職俸給表（1）

職員 の 区 分	職務 の 級 号俸	1級	2級	3級	4級
		俸給月 額	俸給月 額	俸給月 額	俸給月 額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円
	1	155,200	<u>199,500</u>	328,200	416,100
	2	156,700	<u>201,200</u>	330,400	417,900
	3	158,200	<u>202,900</u>	332,700	419,700
	4	159,700	<u>204,600</u>	334,800	421,400
	5	161,400	<u>206,400</u>	337,100	422,900
	6	163,300	<u>208,100</u>	339,300	424,400
	7	165,100	<u>209,800</u>	341,600	426,300
	8	166,900	<u>211,400</u>	343,900	428,200
	9	168,700	<u>213,200</u>	345,800	430,000
	10	170,800	<u>215,100</u>	347,900	431,800
	11	172,800	<u>217,000</u>	350,100	433,700
	12	174,800	<u>218,900</u>	352,200	435,500
	13	176,800	<u>220,600</u>	354,300	437,200
	14	179,000	<u>222,600</u>	356,300	439,100
15	181,200	<u>224,600</u>	358,300	440,900	

16	183,400	<u>226,600</u>	<u>294,100</u>	360,300	442,800
17	185,700	<u>228,500</u>	<u>296,300</u>	362,100	444,500
18	188,300	<u>231,200</u>	<u>298,800</u>	364,000	446,300
19	190,800	<u>233,900</u>	<u>301,300</u>	366,000	448,100
20	193,300	<u>236,600</u>	<u>304,000</u>	368,000	449,900
21	195,800	<u>239,200</u>	<u>306,300</u>	369,700	451,500
22	197,500	<u>242,000</u>	<u>308,900</u>	371,600	453,200
23	199,200	<u>244,600</u>	<u>311,200</u>	373,500	455,100
24	200,900	<u>247,300</u>	<u>313,900</u>	375,400	456,800
25	202,400	<u>249,800</u>	<u>316,500</u>	376,800	458,500
26	204,100	<u>252,300</u>	<u>318,800</u>	378,600	460,100
27	205,800	<u>254,800</u>	<u>321,200</u>	380,400	461,700
28	207,400	<u>257,100</u>	<u>323,400</u>	382,300	463,200
29	208,900	<u>259,800</u>	<u>325,700</u>	384,200	464,700
30	210,600	<u>262,200</u>	<u>327,700</u>	386,100	466,000
31	212,300	<u>264,400</u>	<u>329,900</u>	388,000	467,300
32	214,000	<u>266,600</u>	<u>332,100</u>	390,000	468,600
33	215,600	<u>268,800</u>	<u>334,100</u>	391,700	469,800
34	217,400	<u>271,000</u>	<u>336,200</u>	393,400	470,500
35	219,200	<u>273,200</u>	<u>338,400</u>	395,000	471,200
36	221,000	<u>275,200</u>	<u>340,500</u>	396,800	471,900
37	222,600	<u>277,500</u>	<u>342,600</u>	398,000	472,500
38	224,400	<u>279,500</u>	<u>344,700</u>	399,500	

16	183,400	<u>226,600</u>	360,300	442,800
17	185,700	<u>228,500</u>	362,100	444,500
18	188,300	<u>231,200</u>	364,000	446,300
19	190,800	<u>233,900</u>	366,000	448,100
20	193,300	<u>236,600</u>	368,000	449,900
21	195,800	<u>239,200</u>	369,700	451,500
22	197,500	<u>242,000</u>	371,600	453,200
23	199,200	<u>244,600</u>	373,500	455,100
24	200,900	<u>247,300</u>	375,400	456,800
25	202,400	<u>249,800</u>	376,800	458,500
26	204,100	<u>252,300</u>	378,600	460,100
27	205,800	<u>254,800</u>	380,400	461,700
28	207,400	<u>257,100</u>	382,300	463,200
29	208,900	<u>259,800</u>	384,200	464,700
30	210,600	<u>262,200</u>	386,100	466,000
31	212,300	<u>264,400</u>	388,000	467,300
32	214,000	<u>266,600</u>	390,000	468,600
33	215,600	<u>268,800</u>	391,700	469,800
34	217,400	<u>271,000</u>	393,400	470,500
35	219,200	<u>273,200</u>	395,000	471,200
36	221,000	<u>275,200</u>	396,800	471,900
37	222,600	<u>277,500</u>	398,000	472,500
38	224,400	<u>279,500</u>	399,500	

39	226,200	<u>281,400</u>	<u>346,900</u>	400,900
40	228,000	<u>283,400</u>	<u>349,000</u>	402,300
41	229,700	<u>285,200</u>	<u>351,100</u>	404,000
42	231,400	<u>287,600</u>	<u>353,200</u>	405,400
43	233,000	<u>289,900</u>	<u>355,200</u>	406,700
44	234,600	<u>292,400</u>	<u>357,300</u>	408,200
45	236,200	<u>294,500</u>	<u>359,200</u>	409,800
46	237,600	<u>297,000</u>	<u>361,200</u>	411,100
47	238,900	<u>299,300</u>	<u>363,200</u>	412,600
48	240,100	<u>302,000</u>	<u>365,200</u>	414,200
49	241,600	<u>304,400</u>	<u>366,900</u>	415,900
50	243,100	<u>306,800</u>	<u>368,700</u>	417,300
51	244,300	<u>309,300</u>	<u>370,600</u>	418,900
52	245,800	<u>311,600</u>	<u>372,600</u>	420,400
53	247,000	<u>313,900</u>	<u>374,500</u>	422,100
54	248,200	<u>316,100</u>	<u>376,300</u>	423,600
55	249,600	<u>318,200</u>	<u>378,100</u>	425,200
56	250,700	<u>320,400</u>	<u>379,800</u>	426,800
57	252,000	<u>322,600</u>	<u>381,300</u>	428,300
58	253,100	<u>324,700</u>	<u>382,900</u>	429,800
59	254,200	<u>326,900</u>	<u>384,600</u>	431,000
60	255,400	<u>328,900</u>	<u>386,300</u>	432,200
61	256,700	<u>331,000</u>	<u>387,500</u>	433,400

39	226,200	<u>281,400</u>	400,900
40	228,000	<u>283,400</u>	402,300
41	229,700	<u>285,200</u>	404,000
42	231,400	<u>287,600</u>	405,400
43	233,000	<u>289,900</u>	406,700
44	234,600	<u>292,400</u>	408,200
45	236,200	<u>294,500</u>	409,800
46	237,600	<u>297,000</u>	411,100
47	238,900	<u>299,300</u>	412,600
48	240,100	<u>302,000</u>	414,200
49	241,600	<u>304,400</u>	415,900
50	243,100	<u>306,800</u>	417,300
51	244,300	<u>309,300</u>	418,900
52	245,800	<u>311,600</u>	420,400
53	247,000	<u>313,900</u>	422,100
54	248,200	<u>316,100</u>	423,600
55	249,600	<u>318,200</u>	425,200
56	250,700	<u>320,400</u>	426,800
57	252,000	<u>322,600</u>	428,300
58	253,100	<u>324,700</u>	429,800
59	254,200	<u>326,900</u>	431,000
60	255,400	<u>328,900</u>	432,200
61	256,700	<u>331,000</u>	433,400

	62	258,000	<u>333,100</u>	<u>388,900</u>	434,700								
	63	259,400	<u>335,300</u>	<u>390,300</u>	436,000								
	64	260,600	<u>337,500</u>	<u>391,600</u>	437,200								
	65	261,900	<u>339,400</u>	<u>393,000</u>	438,400								
	66	263,400	<u>341,600</u>	<u>394,200</u>	439,600								
	67	264,900	<u>343,700</u>	<u>395,600</u>	440,800								
	68	266,600	<u>345,900</u>	<u>397,000</u>	442,000								
	69	268,100	<u>347,800</u>	<u>398,300</u>	443,200								
	70	269,500	<u>349,700</u>	<u>399,600</u>	444,400								
	71	270,900	<u>351,800</u>	<u>401,000</u>	445,600								
	72	272,300	<u>353,800</u>	<u>402,300</u>	446,800								
	73	273,400	<u>355,500</u>	<u>403,600</u>	447,900								
	74	274,800	<u>357,400</u>	<u>405,000</u>	448,500								
	75	276,200	<u>359,200</u>	<u>406,400</u>	449,000								
	76	277,400	<u>361,100</u>	<u>407,700</u>	449,500								
	77	278,800	<u>363,000</u>	<u>408,900</u>	450,000								
	78	280,000	<u>364,700</u>	<u>410,100</u>									
	79	281,200	<u>366,400</u>	<u>411,400</u>									
	80	282,400	<u>368,000</u>	<u>412,800</u>									
	81	283,500	<u>369,500</u>	<u>414,100</u>									
	82	284,700	<u>371,000</u>	<u>415,300</u>									
	83	285,900	<u>372,500</u>	<u>416,300</u>									
	84	287,100	<u>373,900</u>	<u>417,500</u>									
	62	258,000	<u>333,100</u>		434,700								
	63	259,400	<u>335,300</u>		436,000								
	64	260,600	<u>337,500</u>		437,200								
	65	261,900	<u>339,400</u>		438,400								
	66	263,400	<u>341,600</u>		439,600								
	67	264,900	<u>343,700</u>		440,800								
	68	266,600	<u>345,900</u>		442,000								
	69	268,100	<u>347,800</u>		443,200								
	70	269,500	<u>349,700</u>		444,400								
	71	270,900	<u>351,800</u>		445,600								
	72	272,300	<u>353,800</u>		446,800								
	73	273,400	<u>355,500</u>		447,900								
	74	274,800	<u>357,400</u>		448,500								
	75	276,200	<u>359,200</u>		449,000								
	76	277,400	<u>361,100</u>		449,500								
	77	278,800	<u>363,000</u>		450,000								
	78	280,000	<u>364,700</u>										
	79	281,200	<u>366,400</u>										
	80	282,400	<u>368,000</u>										
	81	283,500	<u>369,500</u>										
	82	284,700	<u>371,000</u>										
	83	285,900	<u>372,500</u>										
	84	287,100	<u>373,900</u>										

85	288,300	<u>375,000</u>	<u>418,700</u>
86	289,400	<u>376,400</u>	<u>419,900</u>
87	290,500	<u>377,800</u>	<u>421,100</u>
88	291,700	<u>379,100</u>	<u>422,100</u>
89	292,900	<u>380,400</u>	<u>423,200</u>
90	294,000	<u>381,700</u>	<u>424,200</u>
91	295,200	<u>382,900</u>	<u>425,200</u>
92	296,400	<u>384,200</u>	<u>426,200</u>
93	297,100	<u>385,500</u>	<u>427,100</u>
94	298,100	<u>386,600</u>	<u>427,900</u>
95	299,200	<u>387,900</u>	<u>428,700</u>
96	300,400	<u>389,100</u>	<u>429,500</u>
97	301,400	<u>390,500</u>	<u>430,300</u>
98	302,500	<u>391,500</u>	<u>430,700</u>
99	303,500	<u>392,600</u>	<u>431,100</u>
100	304,600	<u>393,600</u>	<u>431,500</u>
101	305,500	<u>394,500</u>	<u>431,900</u>
102	306,600	<u>395,500</u>	<u>432,200</u>
103	307,700	<u>396,600</u>	<u>432,500</u>
104	308,700	<u>397,700</u>	<u>432,800</u>
105	309,300	<u>398,400</u>	<u>433,100</u>
106	310,200	<u>399,300</u>	<u>433,400</u>
107	311,000	<u>400,200</u>	<u>433,700</u>

85	288,300	<u>375,000</u>
86	289,400	<u>376,400</u>
87	290,500	<u>377,800</u>
88	291,700	<u>379,100</u>
89	292,900	<u>380,400</u>
90	294,000	<u>381,700</u>
91	295,200	<u>382,900</u>
92	296,400	<u>384,200</u>
93	297,100	<u>385,500</u>
94	298,100	<u>386,600</u>
95	299,200	<u>387,900</u>
96	300,400	<u>389,100</u>
97	301,400	<u>390,500</u>
98	302,500	<u>391,500</u>
99	303,500	<u>392,600</u>
100	304,600	<u>393,600</u>
101	305,500	<u>394,500</u>
102	306,600	<u>395,500</u>
103	307,700	<u>396,600</u>
104	308,700	<u>397,700</u>
105	309,300	<u>398,400</u>
106	310,200	<u>399,300</u>
107	311,000	<u>400,200</u>

	108	311,800	<u>401,100</u>	<u>433,900</u>					108	311,800	<u>401,100</u>				
	109	312,700	<u>401,900</u>	<u>434,100</u>					109	312,700	<u>401,900</u>				
	110	313,100	<u>402,800</u>						110	313,100	<u>402,800</u>				
	111	313,500	<u>403,600</u>						111	313,500	<u>403,600</u>				
	112	314,000	<u>404,400</u>						112	314,000	<u>404,400</u>				
	113	314,600	<u>405,000</u>						113	314,600	<u>405,000</u>				
	114	315,000	<u>405,700</u>						114	315,000	<u>405,700</u>				
	115	315,500	<u>406,400</u>						115	315,500	<u>406,400</u>				
	116	316,000	<u>407,100</u>						116	316,000	<u>407,100</u>				
	117	316,600	<u>407,700</u>						117	316,600	<u>407,700</u>				
	118	317,100	<u>408,200</u>						118	317,100	<u>408,200</u>				
	119	317,500	<u>408,600</u>						119	317,500	<u>408,600</u>				
	120	318,000	<u>409,000</u>						120	318,000	<u>409,000</u>				
	121	318,500	<u>409,400</u>						121	318,500	<u>409,400</u>				
	122	318,900	<u>409,700</u>						122	318,900	<u>409,700</u>				
	123	319,400	<u>410,000</u>						123	319,400	<u>410,000</u>				
	124	319,900	<u>410,200</u>						124	319,900	<u>410,200</u>				
	125	320,500	<u>410,400</u>						125	320,500	<u>410,400</u>				
	126	320,800	<u>410,700</u>						126	320,800	<u>410,700</u>				
	127	321,100	<u>411,000</u>						127	321,100	<u>411,000</u>				
	128	321,400	<u>411,200</u>						128	321,400	<u>411,200</u>				
	129	321,600	<u>411,400</u>						129	321,600	<u>411,400</u>				
	130	321,900	<u>411,700</u>						130	321,900	<u>411,700</u>				

131	322, 200	<u>412, 000</u>			
132	322, 500	<u>412, 200</u>			
133	322, 700	<u>412, 400</u>			
134	322, 900	<u>412, 700</u>			
135	323, 100	<u>413, 000</u>			
136	323, 400	<u>413, 200</u>			
137	323, 700	<u>413, 400</u>			
138	323, 900	<u>413, 700</u>			
139	324, 200	<u>414, 000</u>			
140	324, 500	<u>414, 200</u>			
141	324, 700	<u>414, 400</u>			
142	324, 900	<u>414, 700</u>			
143	325, 200	<u>415, 000</u>			
144	325, 400	<u>415, 200</u>			
145	325, 700	<u>415, 400</u>			
146	325, 900	<u>415, 700</u>			
147	326, 200	<u>416, 000</u>			
148	326, 500	<u>416, 200</u>			
149	326, 700	<u>416, 400</u>			
150	326, 900				
151	327, 200				
152	327, 500				
153	327, 700				

131	322, 200	<u>412, 000</u>			
132	322, 500	<u>412, 200</u>			
133	322, 700	<u>412, 400</u>			
134	322, 900	<u>412, 700</u>			
135	323, 100	<u>413, 000</u>			
136	323, 400	<u>413, 200</u>			
137	323, 700	<u>413, 400</u>			
138	323, 900	<u>413, 700</u>			
139	324, 200	<u>414, 000</u>			
140	324, 500	<u>414, 200</u>			
141	324, 700	<u>414, 400</u>			
142	324, 900	<u>414, 700</u>			
143	325, 200	<u>415, 000</u>			
144	325, 400	<u>415, 200</u>			
145	325, 700	<u>415, 400</u>			
146	325, 900	<u>415, 700</u>			
147	326, 200	<u>416, 000</u>			
148	326, 500	<u>416, 200</u>			
149	326, 700	<u>416, 400</u>			
150	326, 900				
151	327, 200				
152	327, 500				
153	327, 700				

再任用職員		233,200	<u>273,500</u>	<u>302,200</u>	330,300	414,400
-------	--	---------	----------------	----------------	---------	---------

備考

1 この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師及び実習助手に適用する。

2 (略)

教育職俸給表(2)

職員の区分	職務の級 号俸	1級	<u>2級</u>	<u>特2級</u>	3級	4級
		俸給月額	<u>俸給月額</u>	<u>俸給月額</u>	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外		円	円	円	円	円
	1	155,200	<u>171,100</u>	<u>260,000</u>	289,000	405,900
	2	156,700	<u>173,200</u>	<u>262,500</u>	291,600	407,400
	3	158,200	<u>175,300</u>	<u>264,800</u>	294,500	408,900
	4	159,700	<u>177,500</u>	<u>267,100</u>	297,000	410,400
	5	161,400	<u>179,500</u>	<u>269,700</u>	299,500	411,800
6	163,300	<u>181,700</u>	<u>272,100</u>	301,900	413,200	

再任用職員		233,200	<u>273,500</u>	330,300	414,400
-------	--	---------	----------------	---------	---------

備考

1 この表は、高等学校又は中等教育学校後期課程に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手に適用する。

2 (略)

教育職俸給表(2)

職員の区分	職務の級 号俸	1級	<u>2級</u>	3級	4級
		俸給月額	<u>俸給月額</u>	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外		円	円	円	円
	1	155,200	<u>171,100</u>	289,000	405,900
	2	156,700	<u>173,200</u>	291,600	407,400
	3	158,200	<u>175,300</u>	294,500	408,900
	4	159,700	<u>177,500</u>	297,000	410,400
	5	161,400	<u>179,500</u>	299,500	411,800
6	163,300	<u>181,700</u>	301,900	413,200	

の 職 員	7	165,100	<u>183,900</u>	<u>274,300</u>	304,200	414,700
	8	166,900	<u>186,100</u>	<u>276,500</u>	306,600	416,300
	9	168,700	<u>188,400</u>	<u>278,800</u>	309,000	417,700
	10	170,800	<u>191,200</u>	<u>281,100</u>	311,600	419,100
	11	172,800	<u>193,900</u>	<u>283,500</u>	314,300	420,500
	12	174,800	<u>196,600</u>	<u>285,700</u>	317,200	421,800
	13	176,800	<u>199,500</u>	<u>288,100</u>	319,700	423,100
	14	179,000	<u>201,200</u>	<u>290,200</u>	321,700	424,500
	15	181,200	<u>202,900</u>	<u>292,100</u>	323,700	425,900
	16	183,400	<u>204,600</u>	<u>294,100</u>	326,000	427,300
	17	185,700	<u>206,400</u>	<u>296,300</u>	328,200	428,500
	18	188,300	<u>208,100</u>	<u>298,800</u>	330,400	429,800
	19	190,800	<u>209,800</u>	<u>301,300</u>	332,700	431,000
	20	193,300	<u>211,400</u>	<u>304,000</u>	334,800	432,300
	21	195,800	<u>213,200</u>	<u>306,300</u>	337,100	433,400
	22	197,500	<u>215,100</u>	<u>308,900</u>	339,300	434,600
	23	199,200	<u>217,000</u>	<u>311,200</u>	341,600	435,900
	24	200,900	<u>218,900</u>	<u>313,900</u>	343,900	437,200
	25	202,400	<u>220,600</u>	<u>316,500</u>	345,800	438,500
	26	204,000	<u>222,600</u>	<u>318,800</u>	347,600	439,700
	27	205,600	<u>224,600</u>	<u>321,200</u>	349,500	440,700
	28	207,100	<u>226,600</u>	<u>323,400</u>	351,400	441,800
	29	208,800	<u>228,500</u>	<u>325,700</u>	353,200	443,000

の 職 員	7	165,100	<u>183,900</u>	304,200	414,700
	8	166,900	<u>186,100</u>	306,600	416,300
	9	168,700	<u>188,400</u>	309,000	417,700
	10	170,800	<u>191,200</u>	311,600	419,100
	11	172,800	<u>193,900</u>	314,300	420,500
	12	174,800	<u>196,600</u>	317,200	421,800
	13	176,800	<u>199,500</u>	319,700	423,100
	14	179,000	<u>201,200</u>	321,700	424,500
	15	181,200	<u>202,900</u>	323,700	425,900
	16	183,400	<u>204,600</u>	326,000	427,300
	17	185,700	<u>206,400</u>	328,200	428,500
	18	188,300	<u>208,100</u>	330,400	429,800
	19	190,800	<u>209,800</u>	332,700	431,000
	20	193,300	<u>211,400</u>	334,800	432,300
	21	195,800	<u>213,200</u>	337,100	433,400
	22	197,500	<u>215,100</u>	339,300	434,600
	23	199,200	<u>217,000</u>	341,600	435,900
	24	200,900	<u>218,900</u>	343,900	437,200
	25	202,400	<u>220,600</u>	345,800	438,500
	26	204,000	<u>222,600</u>	347,600	439,700
	27	205,600	<u>224,600</u>	349,500	440,700
	28	207,100	<u>226,600</u>	351,400	441,800
	29	208,800	<u>228,500</u>	353,200	443,000

30	210,500	<u>231,200</u>	<u>327,700</u>	355,000	443,800
31	212,200	<u>233,900</u>	<u>329,900</u>	356,700	444,600
32	213,900	<u>236,600</u>	<u>332,100</u>	358,600	445,500
33	215,400	<u>239,200</u>	<u>334,100</u>	360,200	446,400
34	217,100	<u>242,000</u>	<u>336,200</u>	361,900	446,900
35	218,800	<u>244,600</u>	<u>338,300</u>	363,600	447,400
36	220,500	<u>247,300</u>	<u>340,300</u>	365,400	447,900
37	222,000	<u>249,800</u>	<u>342,300</u>	367,300	448,400
38	223,700	<u>252,300</u>	<u>344,200</u>	368,800	
39	225,400	<u>254,800</u>	<u>346,200</u>	370,300	
40	227,100	<u>257,100</u>	<u>348,100</u>	371,900	
41	228,700	<u>259,800</u>	<u>349,900</u>	373,100	
42	230,400	<u>262,200</u>	<u>351,700</u>	374,500	
43	232,000	<u>264,400</u>	<u>353,500</u>	375,900	
44	233,600	<u>266,600</u>	<u>355,200</u>	377,400	
45	235,300	<u>268,800</u>	<u>357,000</u>	378,900	
46	236,800	<u>271,000</u>	<u>358,700</u>	380,500	
47	238,200	<u>273,200</u>	<u>360,200</u>	382,100	
48	239,600	<u>275,200</u>	<u>361,800</u>	383,600	
49	241,000	<u>277,500</u>	<u>363,100</u>	385,000	
50	242,400	<u>279,500</u>	<u>364,600</u>	386,500	
51	243,900	<u>281,400</u>	<u>366,200</u>	388,000	
52	245,100	<u>283,400</u>	<u>367,800</u>	389,400	

30	210,500	<u>231,200</u>	355,000	443,800
31	212,200	<u>233,900</u>	356,700	444,600
32	213,900	<u>236,600</u>	358,600	445,500
33	215,400	<u>239,200</u>	360,200	446,400
34	217,100	<u>242,000</u>	361,900	446,900
35	218,800	<u>244,600</u>	363,600	447,400
36	220,500	<u>247,300</u>	365,400	447,900
37	222,000	<u>249,800</u>	367,300	448,400
38	223,700	<u>252,300</u>	368,800	
39	225,400	<u>254,800</u>	370,300	
40	227,100	<u>257,100</u>	371,900	
41	228,700	<u>259,800</u>	373,100	
42	230,400	<u>262,200</u>	374,500	
43	232,000	<u>264,400</u>	375,900	
44	233,600	<u>266,600</u>	377,400	
45	235,300	<u>268,800</u>	378,900	
46	236,800	<u>271,000</u>	380,500	
47	238,200	<u>273,200</u>	382,100	
48	239,600	<u>275,200</u>	383,600	
49	241,000	<u>277,500</u>	385,000	
50	242,400	<u>279,500</u>	386,500	
51	243,900	<u>281,400</u>	388,000	
52	245,100	<u>283,400</u>	389,400	

53	246,200	<u>285,200</u>	<u>369,300</u>	390,600
54	247,600	<u>287,600</u>	<u>370,800</u>	391,900
55	248,800	<u>289,900</u>	<u>372,300</u>	393,000
56	250,000	<u>292,400</u>	<u>373,800</u>	394,100
57	251,200	<u>294,500</u>	<u>375,300</u>	395,500
58	252,400	<u>297,000</u>	<u>376,700</u>	396,700
59	253,500	<u>299,300</u>	<u>378,100</u>	397,900
60	254,700	<u>302,000</u>	<u>379,400</u>	399,200
61	256,100	<u>304,400</u>	<u>380,300</u>	400,400
62	257,300	<u>306,800</u>	<u>381,500</u>	401,400
63	258,500	<u>309,300</u>	<u>382,700</u>	402,800
64	259,400	<u>311,600</u>	<u>383,800</u>	404,100
65	260,400	<u>313,900</u>	<u>384,700</u>	405,300
66	261,800	<u>316,100</u>	<u>385,900</u>	406,400
67	263,200	<u>318,200</u>	<u>386,900</u>	407,600
68	264,700	<u>320,400</u>	<u>388,000</u>	408,700
69	266,300	<u>322,600</u>	<u>389,200</u>	409,700
70	267,800	<u>324,700</u>	<u>390,200</u>	410,900
71	269,300	<u>326,900</u>	<u>391,300</u>	412,100
72	270,700	<u>328,900</u>	<u>392,500</u>	413,300
73	271,800	<u>331,000</u>	<u>393,500</u>	413,900
74	273,000	<u>333,100</u>	<u>394,600</u>	414,700
75	274,300	<u>335,300</u>	<u>395,700</u>	415,400

53	246,200	<u>285,200</u>	390,600
54	247,600	<u>287,600</u>	391,900
55	248,800	<u>289,900</u>	393,000
56	250,000	<u>292,400</u>	394,100
57	251,200	<u>294,500</u>	395,500
58	252,400	<u>297,000</u>	396,700
59	253,500	<u>299,300</u>	397,900
60	254,700	<u>302,000</u>	399,200
61	256,100	<u>304,400</u>	400,400
62	257,300	<u>306,800</u>	401,400
63	258,500	<u>309,300</u>	402,800
64	259,400	<u>311,600</u>	404,100
65	260,400	<u>313,900</u>	405,300
66	261,800	<u>316,100</u>	406,400
67	263,200	<u>318,200</u>	407,600
68	264,700	<u>320,400</u>	408,700
69	266,300	<u>322,600</u>	409,700
70	267,800	<u>324,700</u>	410,900
71	269,300	<u>326,900</u>	412,100
72	270,700	<u>328,900</u>	413,300
73	271,800	<u>331,000</u>	413,900
74	273,000	<u>333,100</u>	414,700
75	274,300	<u>335,300</u>	415,400

76	275,500	<u>337,500</u>	<u>396,800</u>	415,900
77	276,900	<u>339,300</u>	<u>397,700</u>	416,200
78	278,000	<u>341,200</u>	<u>398,600</u>	416,600
79	279,200	<u>343,100</u>	<u>399,600</u>	417,000
80	280,400	<u>344,900</u>	<u>400,600</u>	417,400
81	281,600	<u>346,700</u>	<u>401,400</u>	417,700
82	282,500	<u>348,500</u>	<u>402,200</u>	418,100
83	283,700	<u>350,100</u>	<u>402,900</u>	418,500
84	284,900	<u>351,900</u>	<u>403,700</u>	418,800
85	285,900	<u>353,200</u>	<u>404,400</u>	419,100
86	286,800	<u>354,800</u>	<u>405,200</u>	419,500
87	287,700	<u>356,300</u>	<u>405,900</u>	419,900
88	288,700	<u>357,800</u>	<u>406,600</u>	420,200
89	289,800	<u>359,200</u>	<u>407,200</u>	420,500
90	290,700	<u>360,500</u>	<u>407,900</u>	420,800
91	291,600	<u>361,900</u>	<u>408,400</u>	421,100
92	292,500	<u>363,300</u>	<u>409,100</u>	421,300
93	292,900	<u>364,800</u>	<u>409,500</u>	421,500
94	293,600	<u>366,100</u>	<u>409,900</u>	
95	294,300	<u>367,400</u>	<u>410,200</u>	
96	295,100	<u>368,600</u>	<u>410,500</u>	
97	295,900	<u>369,600</u>	<u>410,800</u>	
98	296,700	<u>370,600</u>	<u>411,100</u>	

76	275,500	<u>337,500</u>	415,900
77	276,900	<u>339,300</u>	416,200
78	278,000	<u>341,200</u>	416,600
79	279,200	<u>343,100</u>	417,000
80	280,400	<u>344,900</u>	417,400
81	281,600	<u>346,700</u>	417,700
82	282,500	<u>348,500</u>	418,100
83	283,700	<u>350,100</u>	418,500
84	284,900	<u>351,900</u>	418,800
85	285,900	<u>353,200</u>	419,100
86	286,800	<u>354,800</u>	419,500
87	287,700	<u>356,300</u>	419,900
88	288,700	<u>357,800</u>	420,200
89	289,800	<u>359,200</u>	420,500
90	290,700	<u>360,500</u>	420,800
91	291,600	<u>361,900</u>	421,100
92	292,500	<u>363,300</u>	421,300
93	292,900	<u>364,800</u>	421,500
94	293,600	<u>366,100</u>	
95	294,300	<u>367,400</u>	
96	295,100	<u>368,600</u>	
97	295,900	<u>369,600</u>	
98	296,700	<u>370,600</u>	

99	297,500	<u>371,600</u>	<u>411,400</u>
100	298,200	<u>372,600</u>	<u>411,600</u>
101	299,100	<u>373,500</u>	<u>411,800</u>
102	299,600	<u>374,500</u>	<u>412,100</u>
103	300,100	<u>375,500</u>	<u>412,400</u>
104	300,600	<u>376,500</u>	<u>412,600</u>
105	300,800	<u>377,300</u>	<u>412,800</u>
106	301,200	<u>378,200</u>	<u>413,100</u>
107	301,500	<u>379,100</u>	<u>413,400</u>
108	301,700	<u>380,100</u>	<u>413,600</u>
109	301,900	<u>380,900</u>	<u>413,800</u>
110	302,100	<u>381,900</u>	
111	302,400	<u>382,900</u>	
112	302,700	<u>383,900</u>	
113	302,900	<u>384,500</u>	
114	303,100	<u>385,400</u>	
115	303,300	<u>386,300</u>	
116	303,600	<u>387,200</u>	
117	303,900	<u>388,000</u>	
118	304,200	<u>388,700</u>	
119	304,500	<u>389,500</u>	
120	304,800	<u>390,300</u>	
121	304,900	<u>390,900</u>	

99	297,500	<u>371,600</u>	
100	298,200	<u>372,600</u>	
101	299,100	<u>373,500</u>	
102	299,600	<u>374,500</u>	
103	300,100	<u>375,500</u>	
104	300,600	<u>376,500</u>	
105	300,800	<u>377,300</u>	
106	301,200	<u>378,200</u>	
107	301,500	<u>379,100</u>	
108	301,700	<u>380,100</u>	
109	301,900	<u>380,900</u>	
110	302,100	<u>381,900</u>	
111	302,400	<u>382,900</u>	
112	302,700	<u>383,900</u>	
113	302,900	<u>384,500</u>	
114	303,100	<u>385,400</u>	
115	303,300	<u>386,300</u>	
116	303,600	<u>387,200</u>	
117	303,900	<u>388,000</u>	
118	304,200	<u>388,700</u>	
119	304,500	<u>389,500</u>	
120	304,800	<u>390,300</u>	
121	304,900	<u>390,900</u>	

122	305, 100	<u>391, 700</u>
123	305, 400	<u>392, 400</u>
124	305, 700	<u>393, 100</u>
125	305, 900	<u>393, 700</u>
126		<u>394, 400</u>
127		<u>394, 900</u>
128		<u>395, 500</u>
129		<u>396, 200</u>
130		<u>396, 800</u>
131		<u>397, 300</u>
132		<u>397, 800</u>
133		<u>398, 100</u>
134		<u>398, 400</u>
135		<u>398, 700</u>
136		<u>399, 000</u>
137		<u>399, 300</u>
138		<u>399, 600</u>
139		<u>399, 900</u>
140		<u>400, 200</u>
141		<u>400, 500</u>
142		<u>400, 800</u>
143		<u>401, 100</u>
144		<u>401, 400</u>

122	305, 100	<u>391, 700</u>
123	305, 400	<u>392, 400</u>
124	305, 700	<u>393, 100</u>
125	305, 900	<u>393, 700</u>
126		<u>394, 400</u>
127		<u>394, 900</u>
128		<u>395, 500</u>
129		<u>396, 200</u>
130		<u>396, 800</u>
131		<u>397, 300</u>
132		<u>397, 800</u>
133		<u>398, 100</u>
134		<u>398, 400</u>
135		<u>398, 700</u>
136		<u>399, 000</u>
137		<u>399, 300</u>
138		<u>399, 600</u>
139		<u>399, 900</u>
140		<u>400, 200</u>
141		<u>400, 500</u>
142		<u>400, 800</u>
143		<u>401, 100</u>
144		<u>401, 400</u>

145		<u>401,600</u>				
146		<u>401,900</u>				
147		<u>402,200</u>				
148		<u>402,400</u>				
149		<u>402,600</u>				
150		<u>402,900</u>				
151		<u>403,200</u>				
152		<u>403,400</u>				
153		<u>403,600</u>				
154		<u>403,900</u>				
155		<u>404,200</u>				
156		<u>404,400</u>				
157		<u>404,600</u>				
158		<u>404,900</u>				
159		<u>405,200</u>				
160		<u>405,400</u>				
161		<u>405,600</u>				
再任用職員	224,400	<u>270,300</u>	<u>297,300</u>	323,600	404,400	

備考

145		<u>401,600</u>				
146		<u>401,900</u>				
147		<u>402,200</u>				
148		<u>402,400</u>				
149		<u>402,600</u>				
150		<u>402,900</u>				
151		<u>403,200</u>				
152		<u>403,400</u>				
153		<u>403,600</u>				
154		<u>403,900</u>				
155		<u>404,200</u>				
156		<u>404,400</u>				
157		<u>404,600</u>				
158		<u>404,900</u>				
159		<u>405,200</u>				
160		<u>405,400</u>				
161		<u>405,600</u>				
再任用職員	224,400	<u>270,300</u>	323,600	404,400		

備考

1 この表は、幼稚園、小学校及び中学校に勤務する園長、校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師に適用する。

2 (略)

別表第2 (第4条関係)

級別基準職務表

ア 教育職俸給表(1)級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	助教諭、養護助教諭、講師（2級の項第2号に掲げるものを除く。）又は実習助手の職務
2級	1 教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 2 講師（日本国籍を有しない者で、期限を付さない常勤の講師として任用されたものに限る。）の職務 3 担当する教科の普通免許状又は実習教員資格認定証を有し、高度の知識経験を必要とする業務を行う実習助手の職務
特2級	主幹教諭又は指導教諭の職務
3級	教頭の職務
4級	校長の職務

イ 教育職俸給表(2)級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	助教諭、養護助教諭又は講師（2級の項第2号に

1 この表は、幼稚園に勤務する園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。

2 (略)

別表第2 (第4条関係)

級別基準職務表

ア 教育職俸給表(1)級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	助教諭、養護助教諭、講師（2級の項第2号に掲げる講師を除く。）及び実習助手の職務
2級	(1) 教諭及び養護教諭の職務 (2) 講師（日本国籍を有しない者で、任用の期限を付さない常勤の講師として採用されたものに限る。）の職務 (3) 担当する教科の普通免許状又は実習教員資格認定証を有し、高度の知識及び経験を必要とする業務を行う実習助手の職務
3級	教頭の職務
4級	校長の職務

イ 教育職俸給表(2)級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	助教諭、養護助教諭及び講師（2級の項第2

新設

	<u>掲げるものを除く）の職務</u>		<u>号に掲げる講師を除く。）の職務</u>	新設
2級	<u>1 教諭，養護教諭又は栄養教諭の職務</u> <u>2 講師（日本国籍を有しない者で，期限を付さない常勤の講師として任用されたものに限る。）の職務</u> <u>3 幼稚園の副園長又は教頭の職務</u>	2級	<u>（1） 教頭，教諭及び養護教諭の職務</u> <u>（2） 講師（日本国籍を有しない者で，任用の期限を付さない常勤の講師として採用されたものに限る。）の職務</u>	
特2級	<u>主幹教諭又は指導教諭の職務</u>			
3級	<u>1 小学校若しくは中学校の教頭の職務</u> <u>2 幼稚園の園長の職務</u> <u>3 人事委員会が指定する幼稚園の副園長又は教頭の職務</u>	3級	<u>（1） 園長の職務</u> <u>（2） 人事委員会が指定する教頭の職務</u>	
4級	<u>1 小学校又は中学校の校長の職務</u> <u>2 人事委員会が指定する幼稚園の園長の職務</u>	4級	<u>人事委員会が指定する園長の職務</u>	

議案第 22 号

市立小学校長の人事について

市立小学校長の人事について，議決を求める。

平成 28 年 11 月 29 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

非公開での審議を予定しており，資料は関係者にのみ当日配布します。

報 告

平成27年度 児童生徒の問題行動調査の結果の速報について

学校支援課

1 いじめについて

(1) 認知件数 (件)

年度	27	26	25	24
小学校	1,151	316	261	344
中学校	626	246	273	246
計	1,777	562	534	590

※「いじめ」の定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

(2) 学年別認知件数(27年度) (件)

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
小学校	278	176	204	186	167	140	1,151
中学校	325	216	85				626

2 不登校について

(1) 不登校児童・生徒数 (人)

年度	27		26	25	24
	総数	うち、90日以上			
小学校	174	60	160	154	135
中学校	535	292	547	527	531
計	709	352	707	681	666

※「不登校」の定義

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)
※不登校児童・生徒数は、年間の欠席日数が30日以上をカウントする。

(2) 学年別人数(27年度) (人)

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
小学校	10	12	20	30	42	60	174
中学校	122	220	193				535

3 暴力行為について

(1) 発生件数 (件)

年度	27	26	25	24
小学校	79	37	36	23
中学校	303	326	252	217
計	382	363	288	240

※「暴力行為」の定義

自校の児童生徒が、故意に有形力(目に見える物理的な力)を加える行為
※ 種別:対教師暴力, 生徒間暴力, 対人暴力, 器物損壊
1人の児童生徒が同じ種別で複数回行った場合は1人とカウント。異なる種別で行った場合はそれぞれでカウント。

(2) 加害児童生徒数(27年度) (人)

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
小学校	3	14	11	18	26	14	86
中学校	124	123	53				300